

## 第2章

# 公益法人の現況

我が国の経済社会における民間非営利セクターによる活動の重要性は近年ますます高まっており、その中で最も長い歴史を有し、中核を担ってきた公益法人の役割も大きなものとなっている。

本章においては、公益法人の活動状況等の全体像を明らかにするために、第1節において、公益法人の基礎的事項について、第2節において、個別的な事項について、それぞれ数量的に明らかにする(公益法人の全体像については資料28(P.191))。

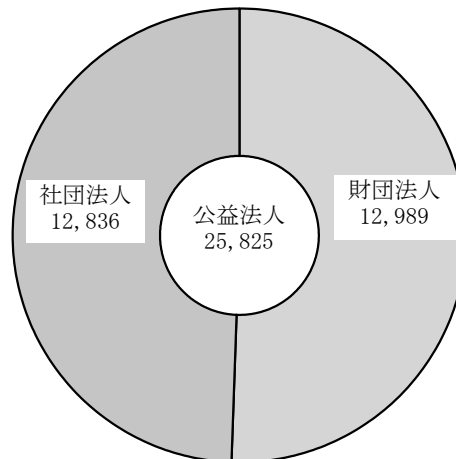
## 第1節

## 基礎的事項

## 1. 公益法人の数

平成15年10月1日現在の公益法人は25,825法人あり、うち社団法人が12,836法人、財団法人が12,989法人となっている(図2-1-1)。

図2-1-1 公益法人数



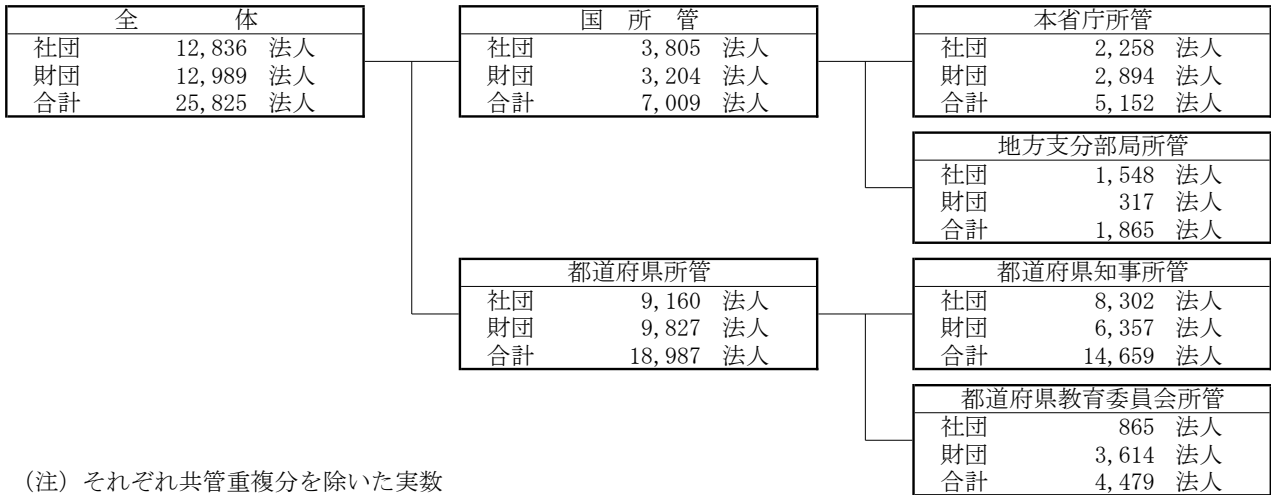
すべての公益法人は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督に属している。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁(民法上の主務官庁(1府10省)及び内閣府の外局(防衛施設庁を除く。))と地方支分部局(金融庁、総務省、法務省〔現在のところ所管する法人は存在しない。〕、財務省、厚生労働省及び国土交通省)とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。したがって、所管官庁は、本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会の四所管類型に区分されることになる(第1章第3節(P.5)参照)。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型別の法人数（実数）は、図2-1-2のとおりである。全体の延べ数は26,626法人、実数は25,825法人、国所管の延べ数は7,488法人、実数は7,009法人、都道府県所管の延べ数は19,138法人、実数は18,987法人となっている。

所管官庁別法人数は、表2-1-3のとおりである。

図2-1-2 所管類型別法人数



(注) それぞれ共管重複分を除いた実数

表2-1-3 所管官庁別法人数

[総計]

	延 数				実 数			
	社	財	団	合 計	社	財	団	合 計
国 所 管	4,007	3,481	7,488	7,565	3,805	3,204	7,009	7,086
都 道 府 県 所 管	9,167	9,971	19,138	19,282	9,160	9,827	18,987	19,132
合 計	13,174	13,452	26,626	26,847	12,836	12,989	25,825	26,043

[国所管]

	本 省 庁			地 方 支 分 部 局			省 庁 別 合 計		
	社	財	団 合 計	社	財	団 合 計	社	財	団 合 計
内 閣 府	44	47	91	—	—	—	44	47	91
警 察 庁	23	29	52	—	—	—	23	29	52
防 衛 庁	7	15	22	—	—	—	7	15	22
金 融 庁	39	16	55	87	3	90	126	19	145
総 務 省	74	169	243	65	16	81	139	185	324
法 務 省	111	26	137	—	—	—	111	26	137
外 務 省	99	133	232	—	—	—	99	133	232
財 務 省	20	42	62	645	2	647	665	44	709
文 部 科 学 省	593	1,346	1,939	—	—	—	593	1,346	1,939
厚 生 労 働 省	295	466	761	325	148	473	620	614	1,234
農 林 水 産 省	295	170	465	—	—	—	295	170	465
経 済 産 業 省	486	374	860	—	—	—	486	374	860
国 土 交 通 省	322	280	602	436	148	584	757	428	1,185
環 境 省	41	51	92	—	—	—	41	51	92
省 庁 合 計	2,258	2,894	5,152	1,548	317	1,865	3,805	3,204	7,009

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数

〔都道府県所管〕

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北海道	479	265	744	16	136	152	495	397	892	891
青森県	171	93	264	17	91	108	188	183	371	380
岩手県	171	94	265	14	57	71	185	150	335	345
宮城県	159	117	276	14	61	75	173	178	351	346
秋田県	141	76	217	9	46	55	150	122	272	272
山形県	141	80	221	15	111	126	156	187	343	355
福島県	171	137	308	7	82	89	178	218	396	400
茨城県	170	145	315	6	38	44	176	179	355	360
栃木県	149	108	257	12	70	82	160	167	327	327
群馬県	173	129	302	17	47	64	190	175	365	368
埼玉県	244	166	410	8	45	53	252	208	460	465
千葉県	217	174	391	9	79	88	226	245	471	475
東京都	362	226	588	55	258	313	416	466	882	900
神奈川県	282	233	515	33	109	142	314	334	648	652
新潟県	200	167	367	17	72	89	217	237	454	458
富山県	128	101	229	3	56	59	131	152	283	285
石川県	149	145	294	12	69	81	161	210	371	381
福井県	157	106	263	6	48	54	163	147	310	311
山梨県	103	70	173	8	45	53	111	113	224	226
長野県	193	130	323	40	109	149	233	239	472	475
岐阜県	162	125	287	10	70	80	172	190	362	368
静岡県	229	137	366	181	70	251	407	207	614	608
愛知県	284	188	472	8	103	111	292	287	579	585
三重県	127	88	215	21	57	78	148	142	290	291
滋賀県	139	99	238	3	79	82	142	171	313	321
京都府	175	158	333	18	182	200	193	336	529	528
大阪府	374	356	730	38	172	210	411	525	936	937
兵庫県	212	213	425	40	145	185	252	355	607	613
奈良県	108	142	250	10	58	68	118	191	309	311
和歌山県	118	81	199	41	72	113	159	153	312	316
鳥取県	82	85	167	3	43	46	85	126	211	209
島根県	123	123	246	7	61	68	130	181	311	314
岡山県	175	176	351	8	68	76	183	243	426	431
広島県	188	207	395	18	85	103	206	291	497	503
山口県	196	133	329	15	72	87	211	205	416	419
徳島県	96	78	174	9	27	36	105	105	210	215
香川県	99	99	198	6	69	75	105	167	272	270
愛媛県	106	89	195	11	69	80	117	155	272	273
高知県	126	142	268	11	39	50	137	181	318	319
福岡県	263	224	487	22	149	171	285	373	658	661
佐賀県	96	77	173	7	45	52	103	117	220	224
長崎県	164	121	285	5	39	44	169	159	328	329
熊本県	128	85	213	6	45	51	134	130	264	268
大分県	141	111	252	11	28	39	152	138	290	289
宮崎県	144	84	228	6	35	41	150	119	269	269
鹿児島県	170	86	256	11	65	76	181	150	331	332
沖縄県	117	88	205	21	38	59	138	123	261	257
都道府県合計	8,302	6,357	14,659	865	3,614	4,479	9,160	9,827	18,987	19,132

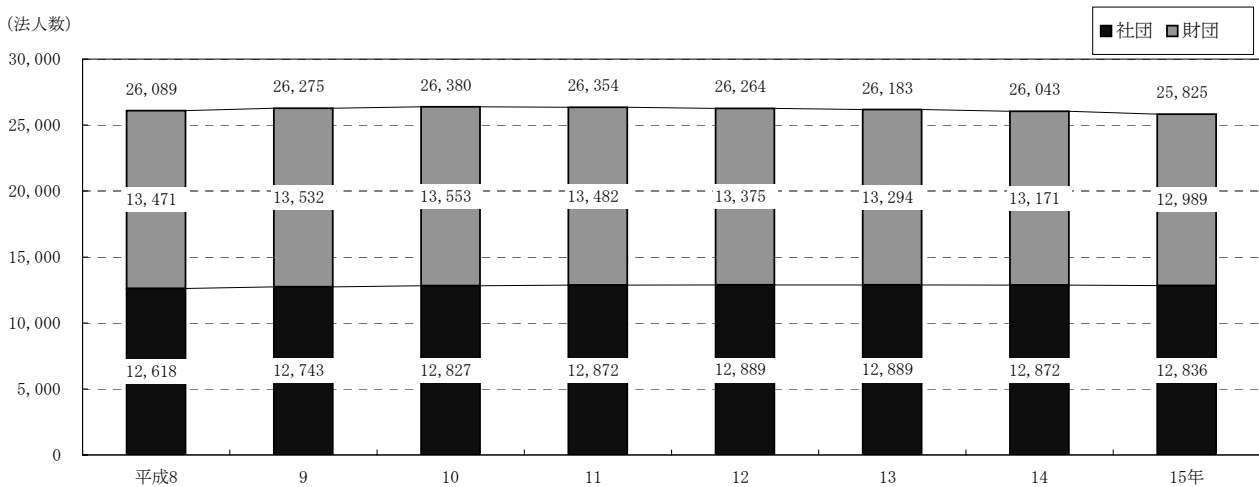
(注)都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数

## 2. 公益法人数の推移

平成8年以降の公益法人数（実数）の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人数は10年の26,380法人をピークに減少に転じ、15年10月1日現在の公益法人数は前年同期の公益法人数に比べ、全体で218法人（0.8%）の減少となっている。

国所管法人は77法人（1.1%）減少し、3年連続で減少した。また、都道府県所管法人も145法人（0.8%）減少し、平成10年をピークに減少傾向が続いている。

図2-1-4 法人数の推移



## 3. 性格別法人数

公益法人は、非営利（構成員に配当を行わない。）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る。）を目的とする法人であるが、その設立に当たっては、所管官庁の裁量が非常に広範であるため、時代及び所管官庁によって、公益性の判断の基準が異なっていた。また、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていた法人であっても、現在の基準から判断すると、公益性に乏しい又は公益性が認められない法人も少なからず存在している。

表2-1-5 性格別法人数

所管官庁		法人数	性格別法人数			
			本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利法人等 転換候補	その他
国所管	社団	3,805	3,637	168	0	0
	財団	3,204	3,164	40	0	0
都道府 県所管	社団	9,160	6,247	2,827	23	63
	財団	9,827	8,958	771	7	91
合 計		25,825	21,837	3,804	30	154
		比率(%)	84.6	14.7	0.1	0.6

表2-1-5は、各所管官庁が、現在の公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

本来の公益法人とは、その目的・事業に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格を持っている法人のことである。これに該当するものが21,837法人(公益法人全体の84.6%)あった。

互助・共済団体等とは、その目的・事業が、公益(不特定多数の者の利益を図る。)というよりは、共益(構成員相互の利益を図る。)と考えられる法人のことであり、互助会、共済会、同窓会等があげられる。これに該当するものが3,804法人(14.7%)あった。

営利法人等転換候補とは、その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている法人であり、30法人(0.1%)あった。これらの法人は、公益性を高めたり、新たに公益性の高い事業を付加する措置が講じられない法人であって、公益法人の営利法人等への転換に関する指針(第1章第5節(P.16)参照)に従って、株式会社等に転換することなどが必要である。この指針に従って平成15年度に営利転換を行った法人が6法人(すべて都道府県所管)ある。これらに加え、中間法人を設立した上で解散した法人が1法人(都道府県所管の社団)ある〔資料31(P.197)〕。

その他とは、上記の3分類に従って、法人の性格を調査時点で分類できなかったものである。法人の性格については、それぞれの類型に応じて指導監督方法も異なってくるため、的確に把握することが必要である。

#### 4. 新設法人数

最近8年間における新設法人数は、表2-1-6のとおりである。近年のピークであった平成8年の434人と比べると、15年は144人と3分の1程度に減少している(本文の各年とは、調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの1年間の動向をいう。)

表2-1-6 新設法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	社団	46	28	28	29	17	19	15	9
	財団	34	23	20	18	9	27	9	10
	合計	80	51	48	47	26	46	24	19
都道府 県所管	社団	160	138	101	82	72	90	82	87
	財団	194	145	117	83	73	66	41	39
	合計	354	283	218	165	145	156	123	126
全体	社団	206	166	128	111	89	109	97	96
	財団	228	166	137	101	82	93	50	48
	合計	434	332	265	212	171	202	147	144

## 5. 解散法人数

最近8年間における解散法人数は、表2-1-7のとおりである。平成14年の解散法人数である312法人に比べ、15年は439法人と増加している。解散法人数については近年増加傾向にあるが、これは、都道府県における行政改革の一環として、都道府県の外郭団体的公益法人の整理・統廃合等を進めていることや、14年3月に総務省が所管官庁に対して所管不明法人及び休眠法人の処理促進についての通知を行ったこと（第1章第5節（P.16）参照）を踏まえ、各所管官庁がこうした所管不明処理法人等の処理に積極的に取り組んだことによるものと考えられる。

表2-1-7 解散法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	社団	19	10	16	16	23	30	39	54
	財団	170	14	15	22	21	32	39	44
	合計	189	24	31	38	44	62	78	98
都道府県所管	社団	37	41	46	70	57	87	83	118
	財団	115	108	126	158	179	153	153	226
	合計	152	149	172	228	236	240	236	344
全体	社団	56	51	62	86	80	116	120	170
	財団	285	121	141	180	200	183	192	269
	合計	341	172	203	266	280	299	312	439

平成15年において解散した439法人を、解散事由から、①自主解散、②指導による解散、③設立許可取消、④合併・事業移転、⑤破産及び⑥その他の6類型に分類すると、以下のようになる。なお、この分類は、民法（明治29年法律第89号）第68条に規定されている解散事由とは異なっている。

「自主解散」とは、定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（民法第68条第1項第1号）、事業の成功又は成功の不能（同条同項第2号）、社団法人については社員総会の決議等（同条第2項）のように法人が自らの意思により解散することであり、分類した中で最も多く216法人（49.2%）が該当する。

「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導又は解散勧告等によって解散した場合であり、形式的には自主解散と同じになる。これは9法人（2.1%）と少ない。

「設立許可取消」とは、休眠状態の場合や目的外事業その他公益を害するような行為を行った場合に、所管官庁が民法第71条に基づいて、設立許可を取り消した場合のことであり、49法人（11.2%）であった。

「合併・事業移転」とは、民法上合併に関する規定はないが、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的公益法人の整理・統廃合等に伴い解散するような場合を実態的に見て区分したものであり、139法人（31.7%）であった。

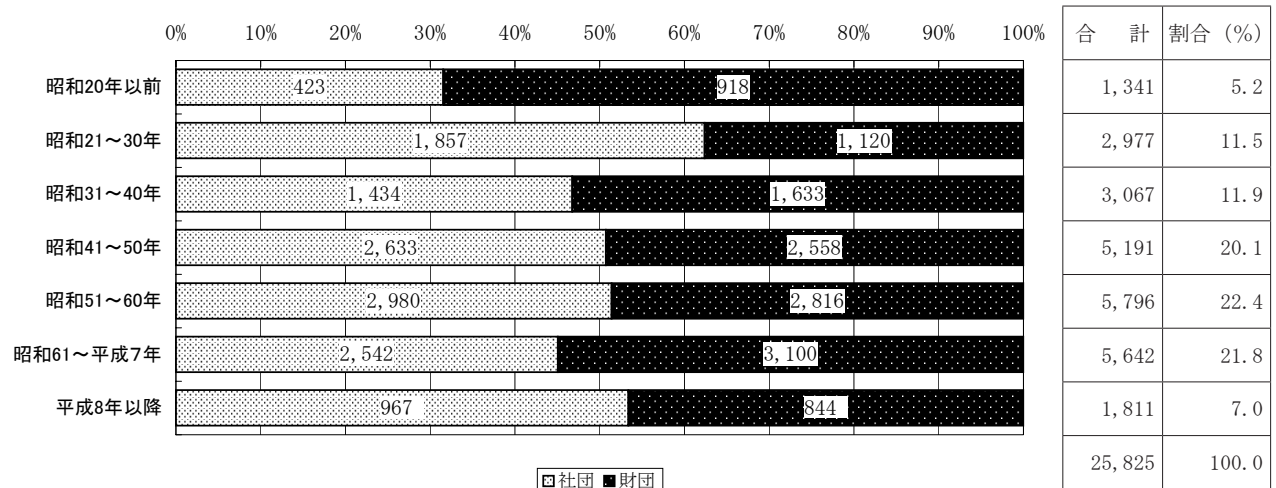
「破産」とは、破産原因（支払不能、支払停止及び債務超過に陥った場合）が発生した場合に、破産法の規定に従い破産宣告を受け解散した場合のことであり、1法人（0.2%）であった。

「その他」とは、社会福祉法人等への組織変更や、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地縁による団体等の他の法人格へ移行した場合であり、25法人（5.7%）であった。

## 6. 設立年代別法人数

設立年代別の公益法人数及び社団・財団の比率を示したものが、図2-1-8である。ここにおける設立年ごとの法人数は、平成15年10月1日現在において活動中である法人を、設立を許可された年ごとに集計したものであって、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立を許可された法人数とは異なる点に注意が必要である。

図2-1-8 設立年代別法人数及び社団・財団比率



現在活動している法人の約7割が昭和41年以降の設立である。昭和21年以降は10年ごとに区分してあるが、「昭和20年以前」について見ると、明治期設立が207法人、大正期設立が359法人、昭和元年から20年設立が775法人となっている。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、(社)天神町報徳社〔静岡県教育委員会所管〕で明治18年6月11日(現行民法施行前である。)の設立である。

年代別の社団・財団の設立比率については、昭和20年以前に設立された法人では、財団の比率がかなり高いのが目につく。また、「昭和21～30年」では社団の比率がかなり高く、反対に、「昭和31～40年」及び「昭和61年～平成7年」では、財団の比率が多少高くなっている。その他の年代では、社団・財団の比率はほぼきつ抗している。

## 7. 主務官庁別法人数

都道府県知事及び都道府県教育委員会も公益法人の指導監督等を行っているが、これは、都道府県知事その他の執行機関が、主務官庁の権限に属する事務を処理することができる旨の民法の規定(第83条ノ3)を受けて行っているものであり、都道府県所管法人には主務官庁が存在する。そこで、所管類型(本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会)ごとに主務官庁別の公益法人数を示したものが、表2-1-9である。

表2-1-9 主務官庁（府省）別の法人数

	本省庁	支分部局	知事	教委	合計	割合 (%)
内閣府	91	—	158	—	249	1
警察庁	52	—	511	—	563	2
防衛庁	22	—	6	—	28	0
金融庁	55	90	49	—	194	1
総務省	243	81	1,615	—	1,939	7
法務省	137	—	—	—	137	1
外務省	232	—	118	—	350	1
財務省	62	647	—	—	709	3
文部科学省	1,939	—	467	4,479	6,885	26
厚生労働省	761	473	6,677	—	7,911	29
農林水産省	465	—	1,776	—	2,241	8
経済産業省	860	—	1,738	—	2,598	10
国土交通省	602	584	1,546	—	2,732	10
環境省	92	—	328	—	420	2
省庁別合計	5,613	1,875	14,989	4,479	26,956	100

(注) 合計は、省庁・都道府県のどちらにおいても共管重複分を除いていない単純合計

なお、より正確に実態を把握するため、民法上の主務官庁ではなく国務大臣を長とする内閣府の外局（防衛施設庁を除く。）を加えた14省庁別に区分している。また、国所管法人と同じように、都道府県知事所管法人にも、目的が広範囲に及ぶ法人については、主務官庁が複数になるものがあるため、合計数（26,956）は実際の法人数（25,825）より多くなる。

1番多いのは厚生労働省関連法人で、7,911法人と全体の3割程度を占めている。これは以前から医療や雇用の問題に取り組む法人が多かったことに加え、福祉の充実や高齢者問題といった最近のテーマに関連した法人が多いことによるものと考えられる。

次が文部科学省関連法人で、6,885法人（25.5%）であるが、これは民法第34条に挙げられている五つの目的のうち「慈善」を除く「祭祀、宗教、学術、技芸」の4分野が文部科学省の所掌事務に関連していることが大きく影響していると考えられる。

厚生労働省と文部科学省関連の法人で全体の半数以上を占めているが、以下、国土交通省、経済産業省、農林水産省と続いている。

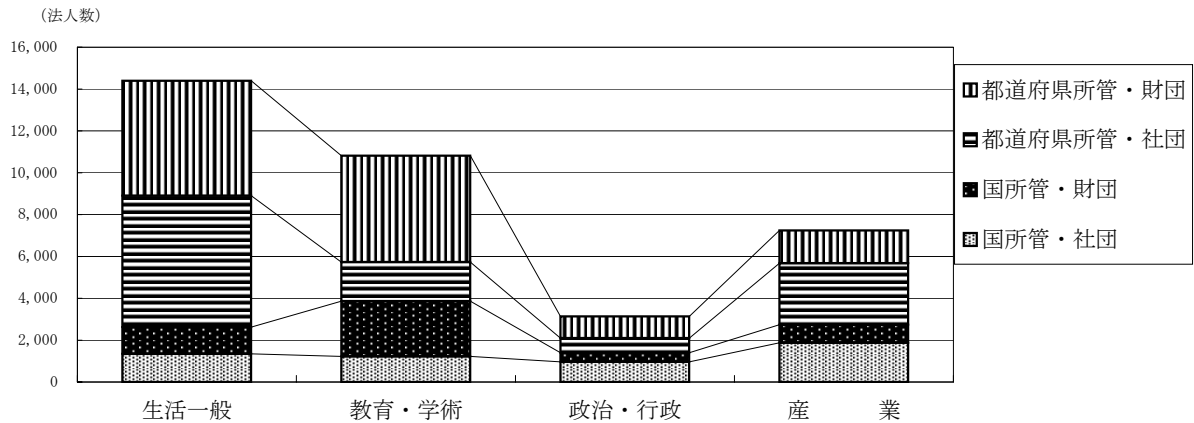
## 8. 設立目的別法人数

設立目的を、①生活一般、②教育・学術、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが、図表2-1-10である。公益法人概況調査においては小分類の中から主要な設立目的を二つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（26,626）に対する百分率である。

この中では、「生活一般」が14,391法人（54.0%）と最多であり、「教育・学術」が10,812法人（40.6%）、「政治・行政」が3,133法人（11.8%）、「産業」が7,241法人（27.2%）となっている。



図表2-1-10 設立目的別法人数



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	26,626	—	4,007	3,481	9,167	9,971
生活一般の小計	14,391	54.0	1,346	1,275	6,281	5,489
家庭生活	194	0.7	9	17	135	33
保健・衛生・医療	3,917	14.7	189	345	2,506	877
体育・レクリエーション	1,794	6.7	189	181	317	1,107
保 育	216	0.8	3	1	16	196
福祉・援 護	1,984	7.5	110	194	630	1,050
職業・労働	2,331	8.8	391	139	1,362	439
福利・共済	1,183	4.4	71	191	348	573
居住・環境	1,127	4.2	97	76	305	649
安 全	950	3.6	150	64	434	302
その他の生活一般	695	2.6	137	67	228	263
教育・学術の小計	10,812	40.6	1,223	2,638	1,866	5,085
教 育	2,955	11.1	207	428	710	1,610
育 英 ・ 奨 学	1,514	5.7	27	409	52	1,026
学 術 ・ 研 究	1,916	7.2	369	832	317	398
文 化 ・ 芸 術	2,027	7.6	196	294	212	1,325
報 道 ・ 出 版	324	1.2	147	90	48	39
宗 教 関 係	224	0.8	14	59	17	134
国 際 交 流	1,091	4.1	215	450	179	247
その他の教育学術	761	2.9	48	76	331	306
政治・行政の小計	3,133	11.8	966	431	698	1,038
政 治 ・ 行 政	265	1.0	54	56	81	74
財 政 ・ 経 済	834	3.1	703	46	68	17
総 合 計 画	102	0.4	13	28	15	46
地 方 行 政	812	3.0	39	58	180	535
自 然 ・ 環 境	500	1.9	42	77	164	217
国 際 関 係	343	1.3	84	141	62	56
その他の政治行政	277	1.0	31	25	128	93
産業の小計	7,241	27.2	1,873	865	2,937	1,566
金 融 ・ 保 険	223	0.8	136	33	44	10
農 林 水 産	2,156	8.1	278	127	1,038	713
通 商 産 業	1,922	7.2	444	290	722	466
運 輸 ・ 交 通	642	2.4	429	141	46	26
建 設	962	3.6	171	56	619	116
通 信	205	0.8	103	57	41	4
情 報	646	2.4	227	114	183	122
その他の産業	485	1.8	85	47	244	109
合 計	35,577	—	5,408	5,209	11,782	13,178

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率

小分類項目について見ると、「保健・衛生・医療」が3,917法人（14.7%）と一番多いが、これは、医師会や薬剤師会の法人の目的分野であり、そのため都道府県所管の社団の数が目立っている。次に多いのが「教育」の2,955法人（11.1%）であるが、これは、各種学校や美術館、博物館、図書館等の法人が掲げる目的であり、都道府県所管の財団が多い。3番目は「職業・労働」の2,331法人（8.8%）であり、都道府県所管の社団が多くなっている。

## 9. 事業種類別法人数

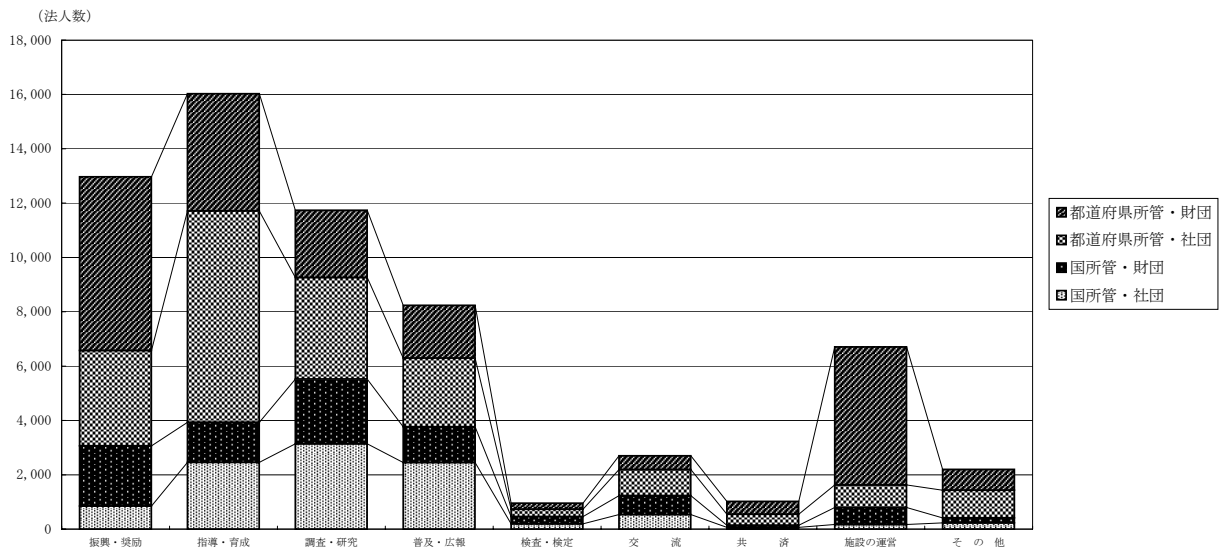
設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが、図表2-1-11である。公益法人概況調査では、設立目的の一つに対して、事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。

事業種類として一番多く挙げられているのは、「指導・育成」で16,027法人（60.2%）となっている。具体的には、教育・訓練、相談及び研修会・講習会といった事業であり、社団に多く見られる。

次が「振興・奨励」で12,966法人（48.7%）であり、振興、助成・給付、貸与、表彰及び信用保証といった金銭給付を伴うものがあるため、財団に多く見られる。

以下、「調査・研究」の11,737法人（44.1%）、「普及・広報」の8,237法人（30.9%）と続くが、それ以外で特徴的なのは「施設の運営」で、都道府県所管の財団に非常に多い。これは、これらの財団が地方自治体が建設した会館・施設の管理等を行っているためと考えられる。

図表2-1-11 事業種類別法人数



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	26,626	—	4,007	3,481	9,167	9,971
振興・奨励の小計	12,966	48.7	848	2,217	3,511	6,390
振 興	5,768	21.7	473	523	2,288	2,484
助 成 ・ 給 付	4,557	17.1	153	1,240	543	2,621
貸 与	638	2.4	21	98	68	451
表 彰	617	2.3	67	206	109	235
信 用 保 証	121	0.5	27	19	20	55
その他の振興・奨励	1,265	4.8	107	131	483	544
指導・育成の小計	16,027	60.2	2,458	1,474	7,777	4,318
教 育 ・ 訓 練	2,794	10.5	412	344	1,161	877
相 談	1,365	5.1	140	120	609	496
研 修 会 ・ 講 習 会	7,690	28.9	1,319	665	3,986	1,720
その他の指導・育成	4,178	15.7	587	345	2,021	1,225
調査・研究の小計	11,737	44.1	3,139	2,384	3,740	2,474
研 究	4,544	17.1	1,307	1,033	1,267	937
情 報 の 収 集	2,528	9.5	675	445	893	515
情 報 資 料 の 作 成	1,141	4.3	352	278	296	215
その他の調査・研究	3,524	13.2	805	628	1,284	807
普及・広報の小計	8,237	30.9	2,449	1,315	2,526	1,947
普 及	4,844	18.2	1,468	664	1,495	1,217
雑 誌 ・ 図 書 出 版	974	3.7	354	328	124	168
説 明 会	209	0.8	119	12	59	19
その他の普及・広報	2,210	8.3	508	311	848	543
検査・検定の小計	953	3.6	194	267	267	225
検 査 ・ 検 定	568	2.1	78	145	188	157
資 格 の 付 与 指 定	157	0.6	81	49	19	8
証 明	103	0.4	19	44	23	17
その他の検査・検定	125	0.5	16	29	37	43
交流の小計	2,700	10.1	538	693	961	508
連 絡	300	1.1	100	31	128	41
国 内 交 流	525	2.0	80	70	285	90
国 際 交 流	1,351	5.1	314	543	240	254
その他の交流	524	2.0	44	49	308	123
共済の小計	1,020	3.8	64	77	409	470
共 同 ・ 共 済	609	2.3	42	38	211	318
補 償	152	0.6	12	17	80	43
その他の共済	259	1.0	10	22	118	109
施設の運営の小計	6,706	25.2	170	623	834	5,079
会 館 ・ 施 設 の 建 設	380	1.4	32	51	68	229
会 館 ・ 施 設 の 管 理	3,346	12.6	51	219	370	2,706
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	732	2.7	29	63	130	510
会 館 ・ 施 設 の 公 開	413	1.6	2	51	19	341
その他の施設の運営	1,835	6.9	56	239	247	1,293
その他	2,197	8.3	231	182	1,020	764
合 計	62,543	—	10,091	9,232	21,045	22,175

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率

## 10. 社団法人における民法上の社員

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

社員数の規模別の法人数を示したものが、図表2-1-12である。これによると、99会員以下の小規模法人が5,265法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が20法人含まれているが、民法の規定によれば、社員の欠亡は解散事由に当たる。）。次に多いのが、100以上499会員以下の区分で4,268法人（33.3%）であり、ここまでの区分で全体の約4分の3を占める。規模が大きくなるにつれて法人数が少なくなり、5,000会員以上を擁する法人は466法人であり、このうち5万会員以上の法人も31法人ある。

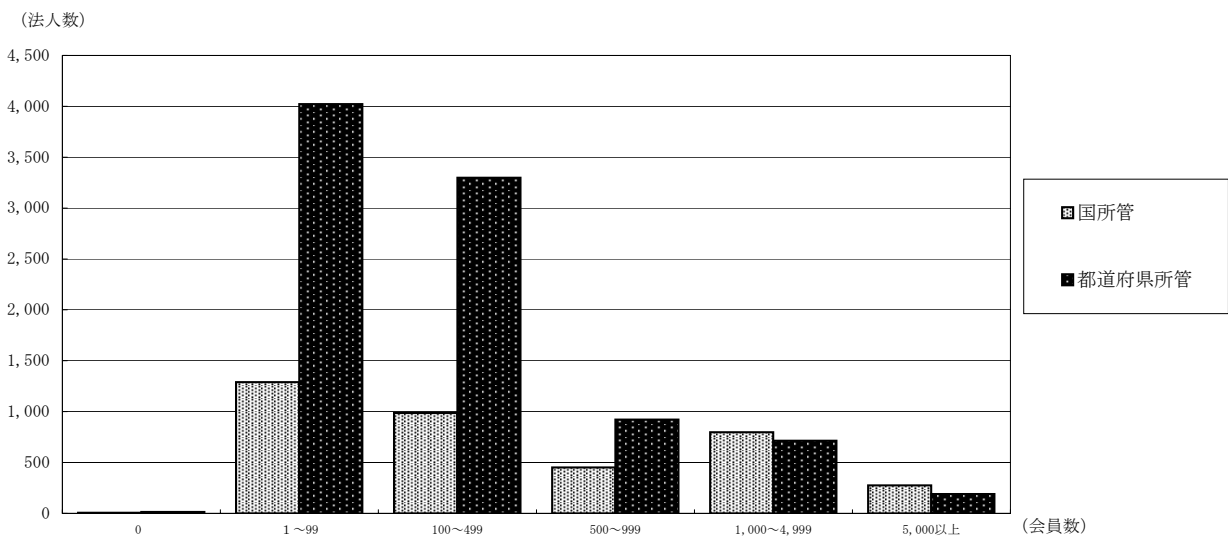
1法人当たりの平均は1,124会員となっているが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、メジアン（注）は150会員である。

(注) メジアン（中央値、中位数）とは、変数を大きさの順に並べたとき、その中央で全数を2群に等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均をメジアンとする。例えば25,825の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第12,913位の公益法人の資産額がメジアンとなる。

なお、社員数が一番多い法人は、(社)日本看護協会〔厚生労働省所管〕(56万会員)であり、以下、(社)青山学院校友会〔文部科学省所管〕(28万会員)、(社)旭川地方自家用自動車協会〔国土交通省地方支分部局所管〕(21万会員)となっている。

国所管法人と都道府県所管法人とを比較してみると、活動範囲等の違いから、国所管法人の方に大規模法人が多く(5,000会員以上の場合、国が275法人、都道府県が191法人)、平均会員数では都道府県所管法人の約3倍となっている。ただし、都道府県所管法人にも多くの社員を有しているものも少なくなく、(社)東京都小学校PTA協議会〔東京都教育委員会所管〕(11万会員)が最多となっている。

図表2-1-12 社員規模別法人数



所管官庁	社員法人数	社員規模別法人数						社員合計会員数	社員平均会員数
		0会員	1~99会員	100~499会員	500~999会員	1,000~4,999会員	5,000会員以上		
国所管	3,805	6	1,289	986	451	798	275	8,102,611	2,130
都道府県所管	9,160	14	4,022	3,298	921	714	191	6,367,630	695
合計	12,836	20	5,245	4,268	1,339	1,498	466	14,421,465	1,124
	比率(%)	0.2	40.9	33.3	10.4	11.7	3.6		
前年合計	12,872	22	5,278	4,263	1,318	1,509	482	14,789,076	1,149

### 11. 財団法人における基本財産

基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来、その運用益をもって公益活動を行うべきとされているため、取り崩し等には非常に厳格な制限がかかっている。また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(資料4(P.112)。以下「指導監督基準」という。)においては、「設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。」と規定されている。

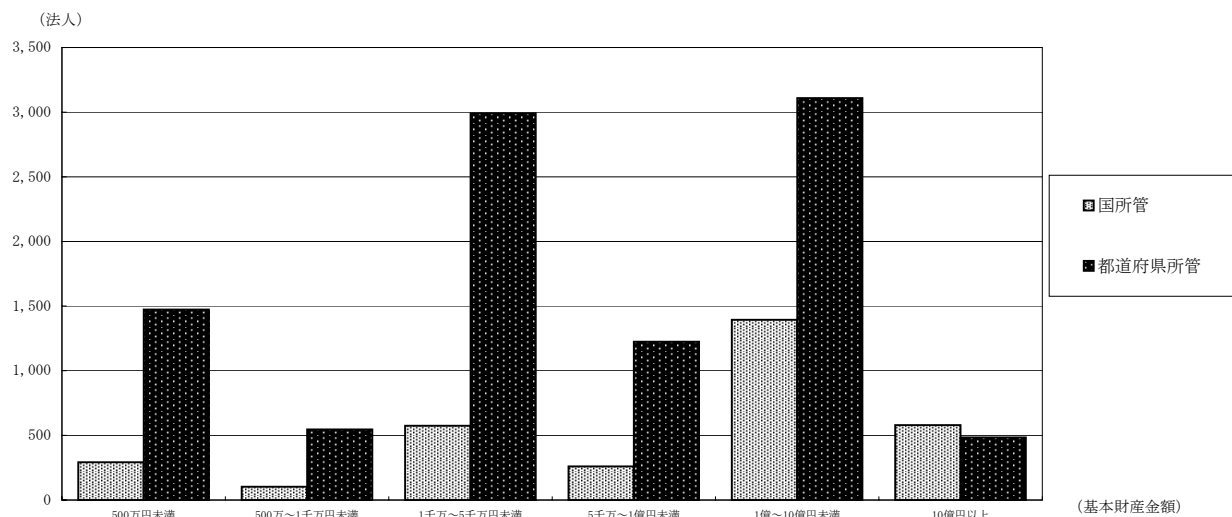
基本財産の規模別の法人数を示したものが、図表2-1-13である。これによると、かなりばらつきがあることが分かり、最も多い区分が1億円以上10億円未満の4,494法人(34.6%)、次が1千万円

以上5千万円未満の3,549法人(27.3%)となるが、その次が500万円未満の1,759法人(13.5%)となり、基本財産規模の小さい法人も相当数を占めている。

少額の基本財産しか有しない財団法人が存在している理由としては、設立当初には十分な金額であったが、基本財産の積み増しを行わずに年月が経過した結果、現在の貨幣価値とかけ離れてしまったことが考えられる。

一方、100億円以上の基本財産を持つものも56法人あった。基本財産が多い法人を順に並べると、(財)出光美術館〔文部科学省所管〕(780億円)、(財)平和中島財団〔文部科学省所管〕(501億円)、(財)笹川平和財団〔国土交通省所管〕(500億円)となっている。このような法人が存在するために1法人当たりの基本財産の平均は3億8,914万円に達しているが、メジアンは5,350万円となっている。国所管法人と都道府県所管法人とを比較してみると、その平均値は、国所管が都道府県所管の3倍以上の差となっているが、都道府県所管の法人にも100億円以上の基本財産を有する法人が13法人あり、(財)東京富士美術館〔東京都教育委員会所管〕(406億円)が最大となっている。

図表2-1-13 基本財産規模別法人数



所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産合計金額 (百万円)	基本財産平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	3,204	292	103	575	260	1,394	580	2,699,550	843
都道府県所管	9,827	1,473	546	2,991	1,224	3,109	484	2,360,639	240
合計	12,989	1,759	647	3,549	1,477	4,494	1,063	5,054,554	389
	比率(%)	13.5	5.0	27.3	11.4	34.6	8.2		
前年合計	13,171	1,807	664	3,615	1,501	4,524	1,060	5,019,051	381

## 12. 賛助会員等

近年においては、社団・財団にかかわらず何らかの会員制度を採っているところが増加してきている。そこで、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)に定めのある会員(賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問わない。)を賛助会員等として調査した結果を示したものが、表2-1-14である。

全法人の約7割の法人が、賛助会員等制度を有しないか、又は、制度は有しているが実際の会員がないものであった。賛助会員等が1会員以上いる法人は、7,115法人であるが、そのうちの6割以上が100会員未満と小規模である。しかしながら、賛助会員等の合計は約3,958万会員に達している。これは、極めて多数の賛助会員を有する法人が存在するためであり、特に(社)日本自動車連盟〔警察庁・国土交通省共管〕は賛助会員数が1,707万人で、国民の8人に1人は当該法人の会員となっていることとなる。以下、(社)実践倫理宏正会〔文部科学省所管〕の409万人、(財)民主音楽協会〔文部科学省所管〕の130万人と続いている。

なお、賛助会員等が1会員以上いる法人の平均会員数は5,563会員、メジアンは52会員となっている。

表2-1-14 賛助会員等規模別法人数

所管官庁	法人数	賛助会員等規模別法人数						賛助会員等 合計会員数	賛助会員等 平均会員数	
		制度なし 又は0会員	1～ 99会員	100～ 499会員	500～ 999会員	1,000～ 4,999会員	5,000 会員以上			
国所管	社団	3,805	2,162	1,193	253	42	76	79	24,026,868	14,624
	財団	3,204	2,014	486	336	100	139	129	7,104,627	5,970
都道府 県所管	社団	9,160	6,328	2,292	422	49	39	30	1,530,191	540
	財団	9,827	8,323	454	492	158	211	189	6,937,104	4,612
合 計		25,825	18,710	4,387	1,495	347	460	426	39,579,036	5,563
		比率(%)	72.4	17.0	5.8	1.3	1.8	1.6		
前 年 合 計		26,043	19,031	4,302	1,497	339	456	418	40,546,753	5,783

(注) 賛助会員等平均会員数は、制度なし又は0会員を除いた法人数についての平均会員数

## 第2節

### 個別事項の分析

#### 1. 役職員の状況

##### (理事)

理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等について様々な規定が設けられている。

理事数について規模別に法人数を示したものが、表2-2-1である。理事の合計は40万7,514人で、1法人当たりの平均は15.8人、メジアンは13人であり、平均値とメジアンとの乖離は小さい。最も多いのは、10～19人の法人の11,962法人(46.3%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も7,966法人(30.8%)と多く、3番目に多い20～29人の法人も合わせると全体の9割以上がこの範囲に収まっている。

理事数が多い法人として、100人以上のものが65法人となっている。理事数の多い法人を順に並べると、(社)日本経済団体連合会〔経済産業省所管〕(555人)、(社)関西経済連合会〔経済産業省所管〕(302人)、(社)経済同友会〔経済産業省所管〕(277人)となっている。理事数が特に多い法人については、理事会が法人にとって負担になったり、機能が形骸化することもあり、法人の事業規模、内容等に応じ適切な数とする必要がある。

一方、理事数が少ない法人については、2人以下の法人が59法人あった。理事数があまり少数で

あると法人の適正な運営を確保することが困難になり、特定の理事の専横を招くおそれがあるため、十分に注意する必要がある。

社団の理事数と財団の理事数とを比較すると、平均では、社団の方が財団より多い。これは、社団においては、社員の中から理事を選出することが多いことが関連していると考えられる。

表2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	社団	3,805	380	1,218	987	470	255	495	107,250	28.2
	財団	3,204	1,196	1,497	368	91	36	16	43,018	13.4
都道府 県所管	社団	9,160	1,920	4,934	1,642	408	124	132	147,713	16.1
	財団	9,827	4,519	4,379	723	148	45	13	112,216	11.4
合 計		25,825	7,966	11,962	3,672	1,109	460	656	407,514	15.8
		比率(%)	30.8	46.3	14.2	4.3	1.8	2.5		
前年合計		26,043	7,990	12,036	3,770	1,117	473	657	412,720	15.8

### (常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担うものであるが、大部分の理事は、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営にかかわっているものであり、経常的な業務の執行には直接携わっていない。通常、経常的な業務の執行は、常勤理事（公益法人概況調査においては「最低でも週3日以上出勤している理事」としている。）により行われているが、その人数について規模別に法人数を示したものが、表2-2-2である。

これによると、常勤理事の合計は20,007人、1法人当たりの平均は0.8人である。また、約半数の法人に常勤理事がいないことが分かる。常勤理事がいない法人は国所管法人では3分の1弱だが、都道府県所管法人では6割近くに達している。これらの法人においては、日常業務の執行は事務局職員に任せていること等が考えられる。

0人に次いで多いのが1人の8,735法人（33.8%）であり、2人の2,222法人も合わせると全体の約9割は常勤理事が2人以下となっている。また、財団の方が社団より常勤理事数が多い傾向があり、理事数の場合と逆になっているのが特徴的である。常勤理事が多い法人は、（社）北海道勤労者医療協会〔北海道知事所管〕（51人）、（社）山梨勤労者医療協会〔山梨県知事所管〕（28人）、（社）福岡医療団〔福岡県知事所管〕（27人）となっている。

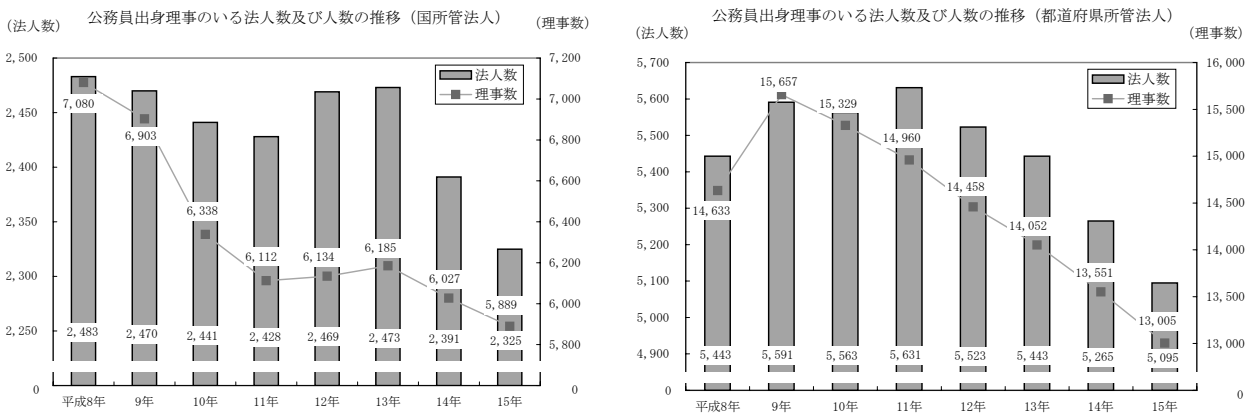
表2-2-2 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,805	1,282	1,814	409	156	66	78	3,880	1.0
	財団	3,204	901	1,114	584	284	143	178	4,888	1.5
都道府 県所管	社団	9,160	5,976	2,702	306	88	37	51	4,209	0.5
	財団	9,827	5,156	3,183	943	305	126	114	7,214	0.7
合 計		25,825	13,256	8,735	2,222	826	368	418	20,007	0.8
		比率(%)	51.3	33.8	8.6	3.2	1.4	1.6		
前年合計		26,043	13,353	8,845	2,206	828	362	449	20,275	0.8

(公務員出身理事)

公務員出身者が公益法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが、図2-2-3である。ここで公務員出身者とは、国所管法人の場合、原則として国の本省庁課長相当職以上を経験し、退職後10年未満の間に当該公益法人の理事に就任して現在に至っている者を指す(詳細な定義については、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(資料5(P.118)。以下「運用指針」という。)参照。)また、都道府県所管法人についても、国と同様の考え方である。)

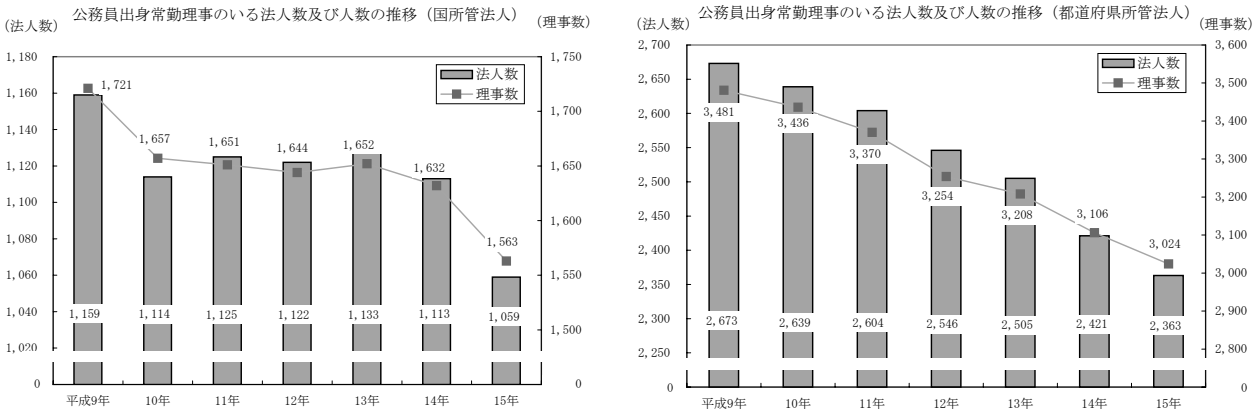
図表2-2-3 公務員出身理事のいる法人数等の推移



(公務員出身理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数	法人数										理事数									
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年				
国所管	7,009	2,483	2,470	2,441	2,428	2,469	2,473	2,391	2,325	7,080	6,903	6,338	6,112	6,134	6,185	6,027	5,889				
都道府県所管	18,987	5,443	5,591	5,563	5,631	5,523	5,443	5,265	5,095	14,633	15,657	15,329	14,960	14,458	14,052	13,551	13,005				

(注) 各年10月1日現在である。



(公務員出身常勤理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数	法人数										常勤理事数									
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年				
国所管	7,009	-	1,159	1,114	1,125	1,122	1,133	1,113	1,059	1,742	1,721	1,657	1,651	1,644	1,652	1,632	1,563				
都道府県所管	18,987	-	2,673	2,639	2,604	2,546	2,505	2,421	2,363	3,591	3,481	3,436	3,370	3,254	3,208	3,106	3,024				

(注) 1 各年10月1日現在である。

(注) 2 平成8年は、法人数を調査していない。



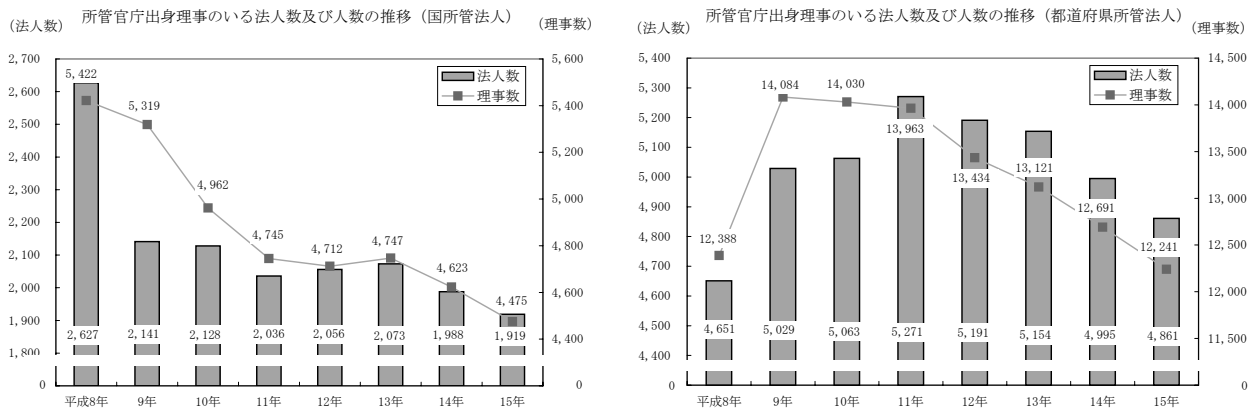
まず、国所管法人の理事における国家公務員出身者は5,889人であり、全理事数(150,268人)の3.9%に当たり、前年と比べて138人減少している。法人数では2,325法人であり、法人全体(7,009法人)の33.2%に当たり、前年と比べて66法人減少している。一方、都道府県所管法人の理事における都道府県公務員出身者は13,005人であり、全理事数(259,929人)の5.0%に当たり、前年と比べて546人減少している。法人数では5,095法人であり、法人全体(18,987法人)の26.8%に当たり、前年と比べて170法人減少している。

次に、国所管法人の常勤理事における国家公務員出身者は1,563人であり、全常勤理事数(8,768人)の17.8%、国家公務員出身理事の26.5%に当たり、前年と比べて69人減少している。法人数では1,059法人であり、法人全体(7,009法人)の15.1%に当たり、前年と比べて54法人減少している。一方、都道府県所管法人の常勤理事における都道府県公務員出身者は3,024人であり、全常勤理事数(11,423人)の26.5%、都道府県公務員出身理事の23.3%に当たり、前年と比べて82人減少している。法人数では2,363法人であり、法人全体(18,987法人)の12.4%に当たり、前年と比べて58法人減少している。

(所管官庁出身理事)

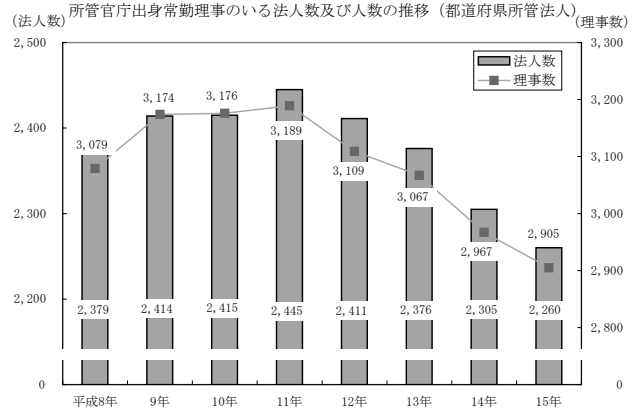
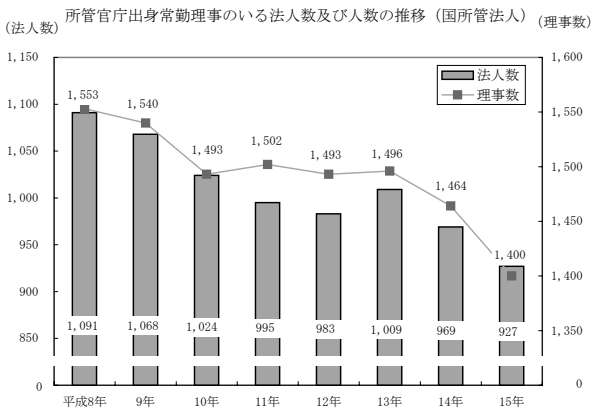
公務員出身理事のうち、所管官庁出身者の数を示したものが、図2-2-4である。これによると、国所管法人の理事における所管官庁出身者は4,475人であり、全理事数(150,268人)の3.0%、国家公務員出身理事の76.0%に当たり、前年と比べて148人減少している。法人数では1,919法人であり、法人全体(7,009法人)の27.4%に当たり、前年と比べて69法人減少している。一方、都道府県所管法人の理事における所管官庁出身者は12,241人であり、全理事数(259,929人)の4.7%、都道府県公務員出身理事の94.1%に当たり、前年と比べて450人減少している。法人数では4,861法人であり、法人全体(18,987法人)の25.6%に当たり、前年と比べて134法人減少している。

図表2-2-4 所管官庁出身理事のいる法人数等の推移



(所管官庁出身理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数	法人数								理事数							
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	7,009	2,627	2,141	2,128	2,036	2,056	2,073	1,988	1,919	5,422	5,319	4,962	4,745	4,712	4,747	4,623	4,475
都道府県所管	18,987	4,651	5,029	5,063	5,271	5,191	5,154	4,995	4,861	12,388	14,084	14,030	13,963	13,434	13,121	12,691	12,241



(所管官庁出身常勤理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数	法人数								常勤理事数							
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国所管	7,009	1,091	1,068	1,024	995	983	1,009	969	927	1,553	1,540	1,493	1,502	1,493	1,496	1,464	1,400
都道府県所管	18,987	2,379	2,414	2,415	2,445	2,411	2,376	2,305	2,260	3,079	3,174	3,176	3,189	3,109	3,067	2,967	2,905

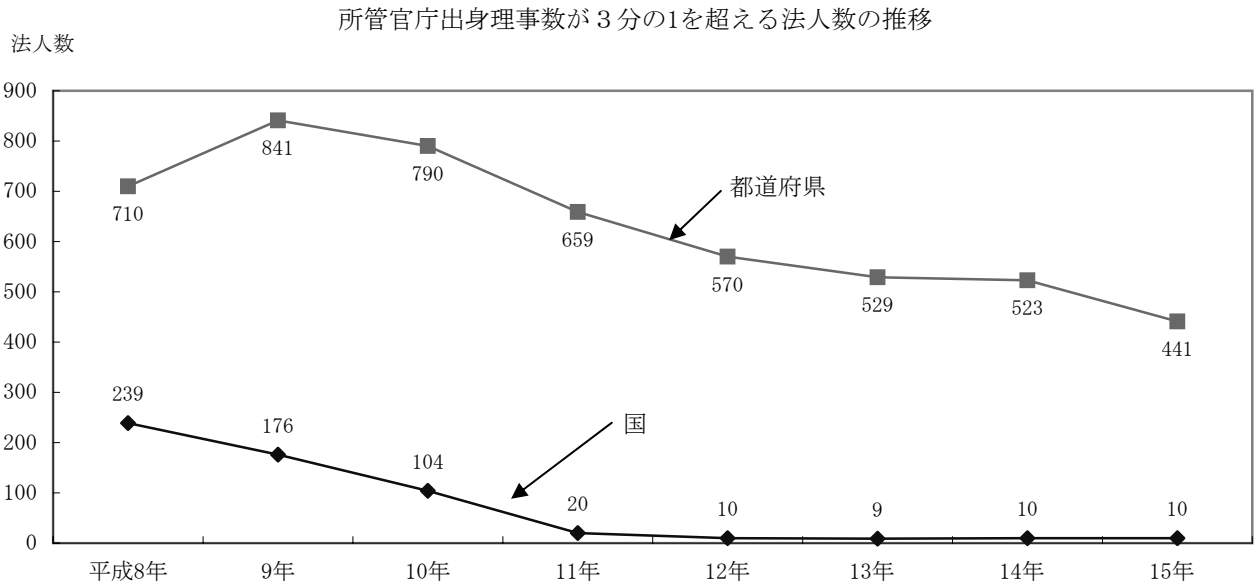
(注) 各年10月1日現在である。

指導監督基準においては、理事構成に関して、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下にするよう規定されている(共管の場合は全共管官庁の出身者の合計を3分の1以下とする。)。平成15年10月1日現在において、所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数とその推移を示したものが、図表2-2-5である。この図表では、共管法人を、該当する所管官庁の「共管」欄にそれぞれ計上している。これによると、所管する官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数は、国所管では10法人と前年と同数であり、都道府県所管では441法人と前年と比べて82法人減少している。国所管法人についてその理由を見てみると、理事の死亡や退任により一時的に理事現在数が減少したことによるものがある一方で、新たに所管官庁出身者が理事として就任している法人もあった。これらの法人については、既に改善されている法人(国所管法人における所管官庁出身理事が理事現在数の3分の1を超えている法人のうち、16年7月1日現在で9法人が改善済)もあるが、残りの法人についても所管する官庁出身理事の退任等の速やかな改善措置が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行うことが必要である。

また、指導監督基準決定直後の平成8年10月1日現在の法人数からの推移を見ると、指導監督基準の決定により、理事構成の適正化が進んできたことがうかがえるが、都道府県所管法人ではいまだに多数の法人において、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合が3分の1を超えている状況にあることから、指導監督基準に則して引き続き更なる適正化に強力に取り組んでいくことが必要である。

図表2-2-5 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数とその推移

		(法人数)			
	単管	共管	合計	前年	合計
国所管	7	3	10	10	
都道府県所管	436	5	441	523	
合計	443	7	450	532	



(同一親族・企業関係者理事)

指導監督基準においては、所管官庁出身理事の割合の制限に加えて、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）及び特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）の理事現在数に占める割合を3分の1以下にするように規定されている。この割合が3分の1を超えている法人数を示したものが、表2-2-6である。

表2-2-6 同一親族理事の状況別法人数及び同一特定企業関係者理事の状況別法人数

(同一親族理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,805	197	4
	財団	3,204	422	22
都道府県所管	社団	9,160	167	26
	財団	9,827	1,042	218
合計		25,825	1,822	270
		比率(%)	7.1	1.0

(同一特定企業関係者理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一特定企業関係者理事のいる法人数	うち同一特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,805	443	12
	財団	3,204	776	47
都道府県所管	社団	9,160	248	43
	財団	9,827	898	157
合計		25,825	2,345	258
		比率(%)	9.1	1.0

(同一業界関係者理事)

指導監督基準においては、所管官庁出身理事の割合の制限に加えて、同一業界関係者の理事現在数に占める割合を2分の1以下にするよう規定されている。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人数を示したものが、表2-2-7である。これによると、その法人数は6,201法人となっている。この中には一部互助会も含まれている。社団・財団の別では、社団の方が多いものの、財団でも多数存在している。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は3,658法人となっている。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,805	855	228
	財団	3,204	185	40
都道府県所管	社団	9,160	4,210	3,017
	財団	9,827	989	387
合計		25,825	6,201	3,658
		比率(%)	24.0	14.2
前年合計		26,043	6,278	3,682

(監事)

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であり、民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することと規定されている。その人数を規模別に示したものが、表2-2-8である。

これによると、監事の合計は57,068人、平均は2.2人で、規模(人数)別でも2人の区分が18,872法人(73.1%)と7割以上を占めている。1人から3人の区分にほとんどの法人が収まっているが、5人以上の区分も221法人ある。もっとも、活動範囲が全国的なものなど、法人の規模が相当大きい法人については、ある程度の監事数が必要となるものと考えられる。なお、監事数が最も多い法人は、(社)埼玉県建設業協会〔埼玉県知事所管〕の12人となっている。

監事のうち、常勤監事(本調査では「最低でも週3日以上出勤している監事」としている。)として日常業務に携わっている者の合計は400人、常勤監事がいる法人数は358法人(全法人数の1.4%)となっている。

国所管法人の監事における国家公務員出身者は583法人に687人(社団法人に185人、財団法人に502人)であり、都道府県所管法人の監事における都道府県公務員出身者は1,985法人に2,413人(社団法人に596人、財団法人に1,817人)である。

なお、監事制度がない法人は46法人である。監事制度がない法人及び監事制度があっても監事が選任されていない法人については、早急な改善が必要である。

表2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数	
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
国所管	社団	3,805	4	4	145	2,258	1,212	113	69	9,111	2.4
	財団	3,204	2	6	287	2,507	362	24	16	6,572	2.1
都道府県所管	社団	9,160	8	1	216	6,591	2,081	188	75	20,802	2.3
	財団	9,827	32	16	499	7,645	1,458	115	62	20,952	2.1
合計		25,825	46	27	1,137	18,872	5,085	437	221	57,068	2.2
	比率(%)		0.2	0.1	4.4	73.1	19.7	1.7	0.9		
前年合計		26,043	41	32	1,109	18,975	5,221	443	222	57,694	2.2

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数

2 合計は共管重複分を除く実数

### (外部監事)

公益法人のうち互助・共済団体等の法人に関しては、指導監督基準において、法人に関する抜本的な法改革が行われるまでの間は、業界関係者又は所管官庁出身者以外の者を監事とするよう、所管官庁が強力に指導することとされている。この外部監事の導入状況について示したものが、表2-2-9である。

これによると、互助・共済団体等の法人のうち、外部監事を導入していない法人が約7割となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入に向け、引き続き強力な指導が望まれる。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁	法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	うち外部監事制度		
		がある法人数	がない法人数	
国所管	社団	168	119	49
	財団	40	26	14
都道府県所管	社団	2,827	800	2,027
	財団	771	212	559
合計		3,804	1,155	2,649
	比率(%)		30.4	69.6

(注) 共管重複分を除く実数。

### (現職公務員理事・監事)

公益法人の役員には、欠格要件（民法施行法〔明治31年法律第11号〕第27条）はあるものの、特段の資格要件はない。したがって、職業や国籍による役員就任への制限はない。しかしながら、現職公務員については、法人を指導監督する立場にあることから、公益法人の役員への就任は適当でないものと考えられている。

都道府県所管法人については、都道府県が直接出えんして設立した外郭団体的公益法人が多数存在しており、その業務の実施、監督等のために、国所管法人に比べて、現在においても現職の都道府県公務員が多数役員に就任しているのが実状である。

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが、表2-2-10である。この表における現職

公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員（公務員の身分を有する休職出向者及び課長相当職以下の者を含み、国务大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。）を指す。

まず、国所管法人の理事における現職国家公務員は40法人に45人、都道府県所管法人の理事における現職都道府県公務員は2,882法人に6,712人となっており、都道府県所管法人においては、所管官庁出身理事（12,241人）の5割以上が現職都道府県公務員ということになる。

次に、国所管法人の監事における現職国家公務員は8法人に10人、都道府県所管法人の監事における現職都道府県公務員は1,261法人に1,456人となっている。

理事と監事とを合計した役員数は、国所管法人においては44法人に55人の現職国家公務員が就任しており、前年と比べて法人数で4法人、役員数で7人減少している。一方、都道府県所管法人においては2,984法人に8,168人の現職都道府県公務員が就任しており、前年と比べて法人数で106法人、役員数で461人減少している。

表2-2-10 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国所管	7,009	40	45	8	10	44	55	48	62
都道府県所管	18,987	2,882	6,712	1,261	1,456	2,984	8,168	3,090	8,629
合計	25,825	2,920	6,754	1,267	1,464	3,025	8,218	3,129	8,679

- (注) 1 役員は、理事と監事の合計  
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数  
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数

(現職議員理事)

国会又は都道府県議会との関係について、現職の国会議員及び都道府県議会議員の理事における就任状況を示したものが、表2-2-11である。

これによると、国所管法人の理事を務める現職国会議員は430人で、前年と比べて7人増加している。法人数では266法人で、前年と同数である。また、都道府県所管法人の理事における現職都道府県議会議員は1,274人で、前年と比べて238人減少している。法人数では920法人で、前年と比べて148法人減少している。

表2-2-11 現職国会・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	現職議員理事			うち常勤	
		法人数	理事数	法人数	常勤理事数	
国所管	社団	3,805	126	191	0	0
	財団	3,204	145	239	0	0
	合計	7,009	271	430	0	0
前年国合計	7,086	266	423	0	0	
都道府県所管	社団	9,160	323	387	2	2
	財団	9,827	597	887	3	3
	合計	18,987	920	1,274	5	5
前年都道府県合計	19,132	1,068	1,512	5	5	

(有給常勤役員の平均年間報酬額)

指導監督基準では、役員の報酬等について、「当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする」と規定されている。公益法人の定款又は寄附行為においては、役員は無報酬であるが、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員（役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。）に対する年間報酬の1人当たり平均額を示したものが、表2-2-12である。

これによると、有給役員がいる法人は10,399法人（全法人の40.3%）であり、常勤役員がいる法人数（12,587法人）よりも少なく、無報酬の常勤役員もかなり存在していることが分かる。有給役員がいる法人の中では、400万円以上800万円未満の法人が3,822法人（有給役員がいる法人の36.8%）、400万円未満の法人が3,307法人（31.8%）となっており、800万円未満の法人で、有給役員がいる法人の7割弱を占めている。一方、平均年間報酬が2,000万円以上の法人も92法人あるが、前年と比べて23法人減少している（図2-2-13）。

また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均年間報酬額を示したものが、表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,262法人（所管官庁出身者がいる法人の39.6%）と最も多くなっている。

表2-2-12 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,805	1,509	356	978	526	310	103	23
	財団	3,204	1,299	316	436	474	425	235	19
都道府 県所管	社団	9,160	6,416	1,375	1,098	224	32	6	9
	財団	9,827	6,270	1,263	1,392	618	197	46	41
合 計		25,825	15,426	3,307	3,822	1,831	958	389	92
全法人に占める比率(%)			59.7	12.8	14.8	7.1	3.7	1.5	0.4
有給役員に占める比率(%)				31.8	36.8	17.6	9.2	3.7	0.9
前年合計		26,043	15,634	3,226	3,806	1,871	1,003	388	115

図2-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額2,000万円以上の法人数の推移

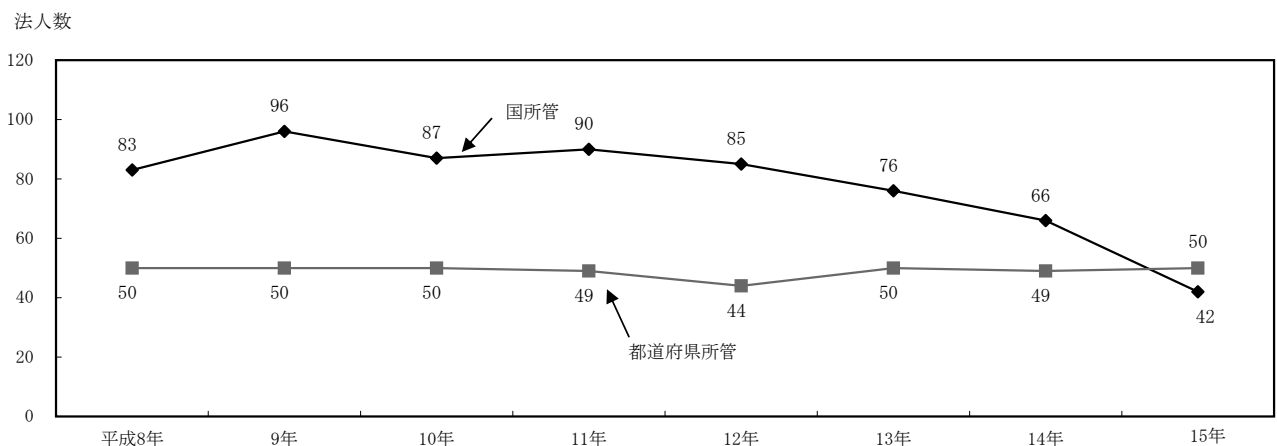


表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	400	11	8	71	104	141	60	5
	財団	530	12	14	49	98	197	154	6
都道府 県所管	社団	1,060	75	327	553	94	8	0	3
	財団	1,200	139	141	591	273	56	0	0
合計		3,188	237	490	1,262	569	402	214	14
		全法人に占める比率(%)	7.4	15.4	39.6	17.8	12.6	6.7	0.4
		有給役員に占める比率(%)		16.6	42.8	19.3	13.6	7.3	0.5

(職員)

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別の法人数を示したものが、表2-2-15である。職員の合計は56万8,106人、1法人当たりの平均は22.0人、メジアンは3人であり、半数以上の法人が職員数3人以下の零細規模であることが分かる。規模別には、2～9人の法人が11,748法人(45.5%)と半数近くを占め、次に多いのが10～49人の法人の4,948法人(19.2%)である。一方、職員が1人の法人が4,528法人(17.5%)もあり、また、職員がいない法人も2,699法人(10.5%)ある。このような職員がいない法人については、設立母体の企業・団体からの出向・派遣により、法人とは雇用関係にない者が事務を行っている、他の企業・団体(の職員)が本務の傍らで法人の事務を行っている、行事の開催時等必要に応じて理事、会員等が集まって活動しているなどの状況が想定される。

一方、50人以上の職員がいる法人は1,902法人(7.4%)ある。500人以上の職員を抱えている法人も137法人あった。職員数が最も多い法人は、(社)全国社会保険協会連合会〔厚生労働省所管〕の22,633人である。以下、(財)厚生年金事業振興団〔厚生労働省所管〕(8,309人)、(社)日本自動車連盟〔警察庁・国土交通省共管〕(3,812人)と国所管法人が続いている((社)全国社会保険協会連合会及び(財)厚生年金事業振興団には、医師、看護師等の医療関係者が多数含まれている。)。なお、都道府県所管法人では、(財)大阪福祉事業協会〔大阪府知事所管〕(2,584人)が最多となっている。

「公益法人概況調査」では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員(パート、アルバイト等雇用形態は問わない。)としており、その合計は48万7,763人であり、全職員数の約9割が常勤職員となっている。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員 合計人数	職員 平均人数
			0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上		
国所管	社団	3,805	118	463	2,335	746	68	75	82,636	21.7
	財団	3,204	157	432	1,325	844	190	256	143,462	44.8
都道府 県所管	社団	9,160	1,118	2,082	4,499	1,188	140	133	92,787	10.1
	財団	9,827	1,327	1,566	3,634	2,234	517	549	256,120	26.1
合計		25,825	2,699	4,528	11,748	4,948	906	996	568,106	22.0
		比率(%)	10.5	17.5	45.5	19.2	3.5	3.9		
前年合計		26,043	2,650	4,556	11,915	5,019	909	994	566,422	21.7



## (評議員)

財団法人における評議員は、法人の重要事項について諮問を受けたり決定をしたりする役割を担うものである。通常、評議員会を構成し、理事の選任、予算・決算の承認等を行うことが多い。指導監督基準では、財団法人には原則として評議員会を設け、評議員会において理事の選任及び予算・決算等の重要事項の諮問を行うことを求めている。

評議員の規模別の法人数を示したものが、表2-2-16である。評議員（会）制度がある法人は11,630法人（45.0%）で、評議員の合計は28万3,763人、評議員（会）制度がある法人についての平均は24.4人、メジアンは15人である。

評議員の多い法人は、(社)日本獣医学会〔農林水産省所管〕(717人)、(社)東京電機大学校友会〔文部科学省所管〕(665人)、(社)明新会〔福井県教育委員会所管〕(638人)、であるが、いずれも社団であり、財団では、(財)日本国際政治学会〔外務省所管〕(599人)が最大となっている（全体では6番目）。

評議員の合計数を社団と財団とで比較して見ると、社団で評議員（会）制度を設けているのは1,497法人（社団の11.7%）である。財団については、所管官庁が評議員（会）の設置を指導しているものの、評議員制度を設けているのは10,133法人（財団の78.0%）である。

国所管の財団と都道府県所管の財団とを比較して見ると、国所管の財団では97.7%（3,130法人）が評議員（会）制度を設けているのに比べ、都道府県所管の財団では71.7%（7,042法人）にとどまっている。

表2-2-16 評議員規模別法人数

所管官庁		法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人数	評議員 平均人数
				0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	社団	3,805	638	71	62	60	45	51	349	52,972	83.0
	財団	3,204	3,130	606	1,369	584	247	124	200	68,018	21.7
都道府 県所管	社団	9,160	860	290	160	105	82	50	173	26,669	31.0
	財団	9,827	7,042	1,663	3,164	1,086	482	241	406	137,120	19.5
全 体	社団	12,836	1,497	361	221	165	127	101	522	79,623	53.2
		比率(%)	11.7	24.1	14.8	11.0	8.5	6.7	34.9		
	財団	12,989	10,133	2,266	4,516	1,661	723	364	603	204,140	20.1
		比率(%)	78.0	22.4	44.6	16.4	7.1	3.6	6.0		
合計	25,825	11,630	2,627	4,737	1,826	850	465	1,125	283,763	24.4	
	比率(%)	45.0	22.6	40.7	15.7	7.3	4.0	9.7			
前年合計		26,043	11,655	2,562	4,720	1,861	866	482	1,164	290,183	24.9

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均

2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合

財団の評議員規模別の法人数は、10～19人が4,516法人（制度を有している財団法人の44.6%）、0～9人が2,266法人（22.4%）、20～29人が1,661法人（16.4%）であり、約8割の法人が0～29人の範囲に含まれることとなる。50人以上の法人も603法人（6.0%）あるが、これは理事数との関連もあって考えられる（表2-2-16）。

表2-2-17 財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有 り法人 数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超	
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%		単管	共管
国所管	3,130	2,319	626	173	9	1	2	3,118	12	0
都道府県所管	7,042	5,500	1,129	298	30	25	60	6,927	115	0
合計	10,133	7,791	1,745	470	39	26	62	10,006	127	0
	比率(%)	76.9	17.2	4.6	0.4	0.3	0.6			

財団法人の評議員の構成について、運用指針においては、「同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。」とされている。財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが、表2-2-17である。

表2-2-18 評議員数と理事数の関係

		理事数						
		総数	0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
	総数	25,825	7,966	11,962	3,672	1,109	460	656
評議員数	制度なし	14,195	3,496	6,761	2,374	769	315	480
	0～9人	2,627	1,988	543	68	11	11	6
	10～19人	4,737	2,012	2,590	115	14	4	2
	20～29人	1,826	318	1,110	359	32	4	3
	30～39人	850	94	450	224	63	13	6
	40～49人	465	28	190	154	62	27	4
	50人以上	1,125	30	318	378	158	86	155

また、財団法人の評議員の定数、特に理事会との関係について、運用指針においては、「法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。」とされている。評議員数と理事数の関係を示したものが、表2-2-18である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多くなっている。

## 2. 財務・会計の状況

### (年間収入額)

公益法人の年間収入は、大きく分けて、

- 会費収入（民法上の社員（社団のみに存在）及び賛助会員等（社団・財団の双方に存在）からの会費収入を指す。）
- 財産運用収入（基本財産（財団のみに存在）・運用財産（社団・財団の双方に存在）の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）

●寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は、個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）  
 ●事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款又は寄附行為上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、また、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）のどちらであってもよい。）  
 等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、総収入額＝総支出額の関係になっている。

年間収入額の規模別の法人数を示したものが、表2-2-19である。これによると、年間収入額の合計は19兆229億円となっており、集計を始めた「平成9年度公益法人概況調査」の21兆5,439億円と比べると2兆5,210億円、前年と比べると1兆3,589億円減少しており、集計を始めてから最も少なくなった。

年間収入額の平均は7億3,661万円、メジアンは5,909万円であり、平均とメジアンとの間には大きな隔たりがある。規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人の6,693法人（25.9%）が最多であり、以下、1億円以上5億円未満が6,382法人（24.7%）、1千万円未満が5,417法人（21.0%）と続くことから、収入が平均を下回る法人が多いことが分かる。

一方、平均を超える区分である10億円以上の法人は2,530法人（9.8%）に過ぎず、極めて収入額が大きい法人の存在により、平均が引き上げられている。

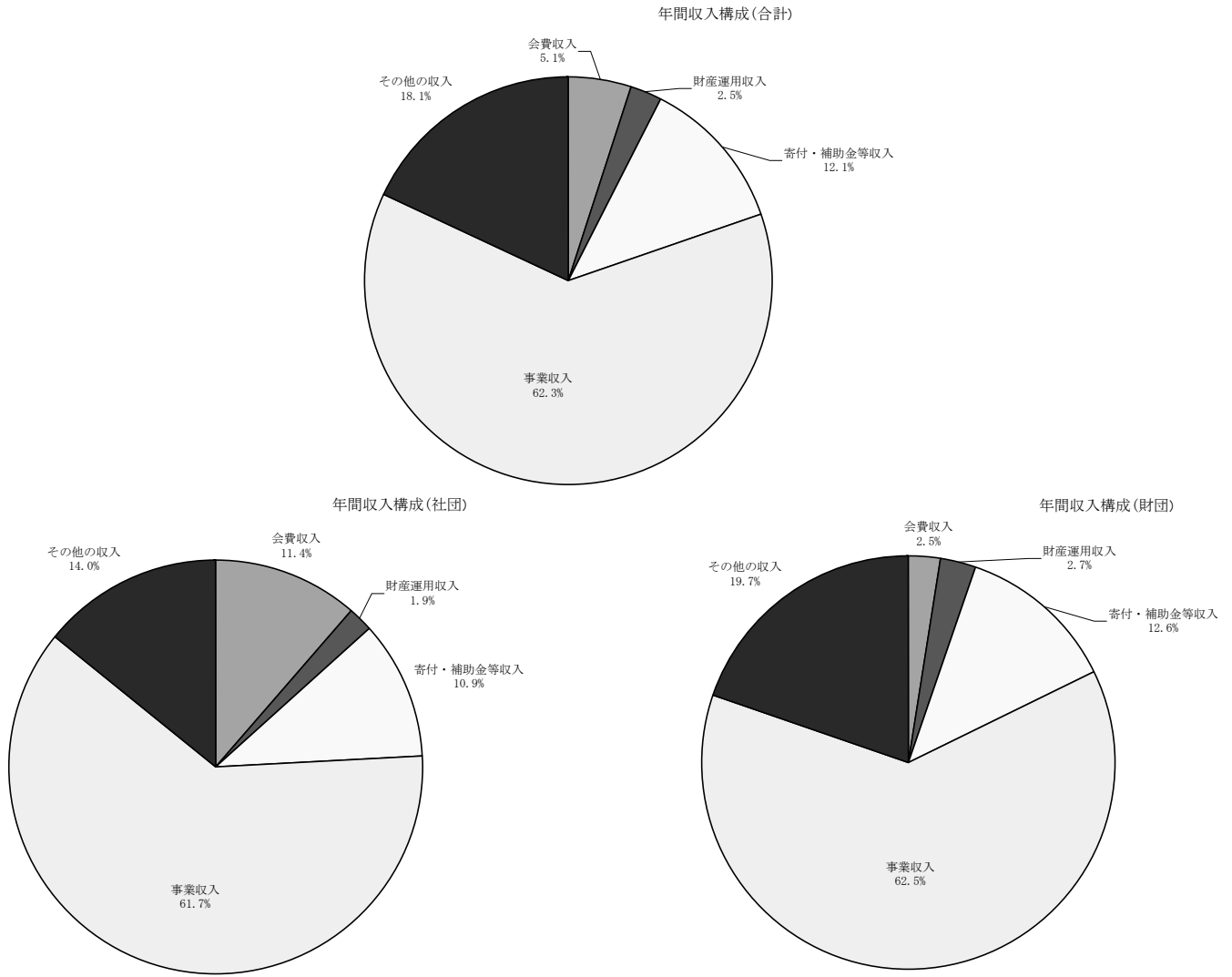
なお、100億円以上の年間収入額がある法人は267法人である。年間収入額が多い法人を順に並べると、(財)公庫住宅融資保証協会〔財務省・国土交通省共管〕(6,466億円)、(財)高年齢者雇用開発協会〔厚生労働省所管〕(5,220億円)、(財)民間都市開発推進機構〔国土交通省所管〕(4,079億円)となっている。なお、都道府県所管では、(財)横浜市建築助成公社〔神奈川県知事所管〕(1,840億円)が最大となっている。

表2-2-19 年間収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	年間収入額規模別法人数						年間収入合計金額 (百万円)	年間収入平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	257	1,116	742	1,125	249	316	3,422,282	899
	財団	3,204	322	626	365	889	319	683	7,285,094	2,274
都道府県所管	社団	9,160	2,172	2,983	1,092	2,138	384	391	2,199,401	240
	財団	9,827	2,695	2,002	996	2,290	686	1,158	6,210,852	632
合計		25,825	5,417	6,693	3,170	6,382	1,633	2,530	19,022,906	737
	比率(%)		21.0	25.9	12.3	24.7	6.3	9.8		
前年合計		26,043	5,389	6,759	3,240	6,392	1,686	2,577	20,381,804	783

年間収入の構成状況を示したものが、図表2-2-20である。社団・財団の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。事業収入を除くと、社団においては財団よりも会費収入の割合が高く、収入面でも法人の性格を表している。また、社団・財団を問わず、寄付金収入や行政や民間助成団体等からの補助金等収入も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は社団・財団ともに約1割程度となっている。

図表2-2-20 年間収入構成



(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	国からの補助金等収入	都道府県の補助金収入	民間助成団体等からの補助金等収入	その他の補助金等収入	事業収入	その他の収入	合計
国所管	社団	404,838	42,816	21,169	108,233	40,245	29,683	151,357	2,215,453	408,489	3,422,282
	財団	191,253	235,318	141,366	694,608	59,625	42,373	104,939	4,621,769	1,193,852	7,285,094
都道府県所管	社団	232,921	65,248	9,228	30,925	66,286	46,944	107,370	1,260,307	380,173	2,199,401
	財団	143,298	131,669	79,995	29,101	284,576	11,957	240,920	3,827,197	1,462,192	6,210,852
合計		971,136	474,879	251,656	862,867	448,783	130,458	603,154	11,846,270	3,433,764	19,022,906
比率 (%)		5.1	2.5	1.3	4.5	2.4	0.7	3.2	62.3	18.1	100.0
前年合計		1,003,784	503,500	316,464	433,421	455,612	154,089	528,251	12,428,557	4,553,422	20,381,804

(年間支出額)

公益法人の年間支出は、大きく分けて、

- 事業費（公益法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- 固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積み立ても資金の「支出」に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別の法人数を示したものが、表2-2-21である。これによると、年間支出額の合計は19兆438億円、平均は7億3,742万円、メジアンは5,894万円である。

100億円以上の年間支出額がある法人は265法人である。年間支出額が多い法人を順に並べると、(財)公庫住宅融資保証協会〔財務省・国土交通省共管〕(6,617億円)、(財)高年齢者雇用開発協会〔厚生労働省所管〕(5,219億円)、(財)民間都市開発推進機構〔国土交通省所管〕(4,079億円)、となっている。

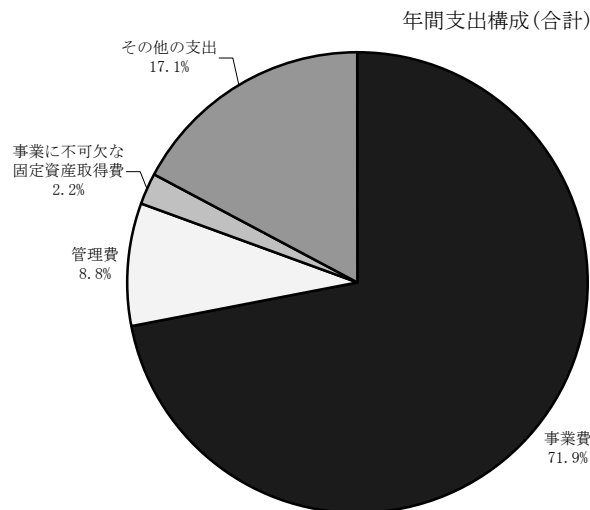
表2-2-21 年間支出額規模別法人数

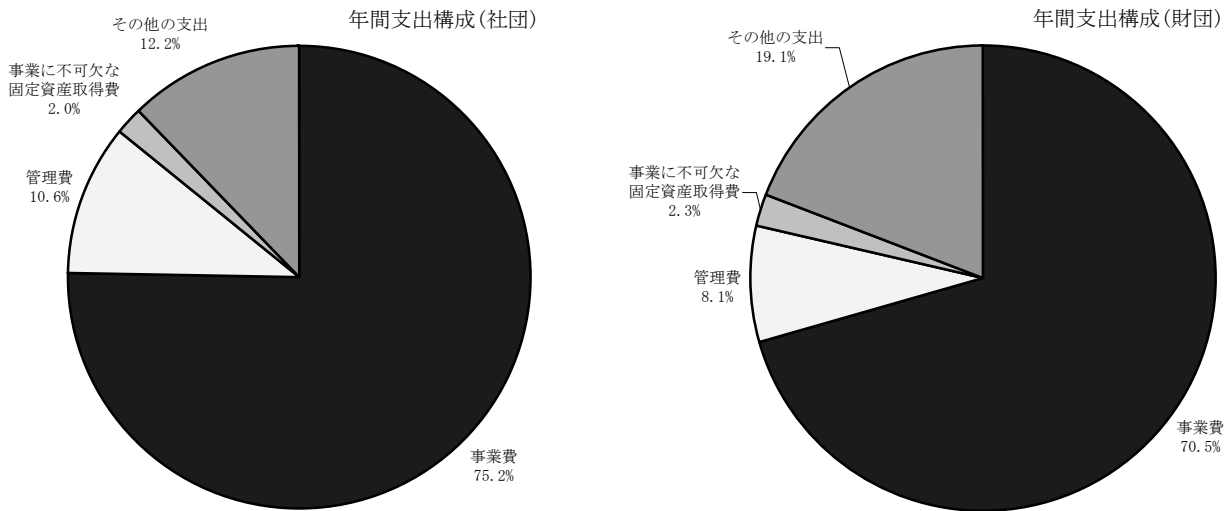
所管官庁	法人数	年間支出額規模別法人数						年間支出合計金額 (百万円)	年間支出平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	248	1,131	732	1,136	239	319	3,466,253	911
	財団	3,204	309	623	379	886	327	680	7,310,632	2,282
都道府県所管	社団	9,160	2,157	3,028	1,080	2,127	383	385	2,164,824	236
	財団	9,827	2,691	2,023	978	2,289	685	1,161	6,196,651	631
合計		25,825	5,375	6,774	3,142	6,378	1,629	2,527	19,043,824	737
比率(%)			20.8	26.2	12.2	24.7	6.3	9.8		
前年合計		26,043	5,422	6,734	3,219	6,430	1,668	2,570	20,459,655	786

一方、年間支出額が100万円未満の法人が1,274法人(4.9%)もある。無償の役務の提供(ボランティア等)もあるため、金銭的な支出規模がその法人の活動状況をそのまま示すものとは言えないが、支出額が極めて小さい法人については、十分な活動が行われていない場合もあるものと考えられる。

年間支出の構成状況を示したものが、図表2-2-22である。社団・財団の双方において事業費が約7割程度と大きな割合を占めている。一方、管理費は約1割程度であり、ウエイトは小さい。

図表2-2-22 年間支出構成





(百万円)

		事業費	管理費	事業に不可欠な固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,714,791	280,949	64,073	406,440	3,466,253
	財団	5,502,777	482,912	168,798	1,156,147	7,310,632
都道府県所管	社団	1,520,301	315,266	48,229	281,025	2,164,824
	財団	4,010,098	608,898	154,903	1,422,781	6,196,651
合計		13,686,281	1,678,024	420,950	3,258,597	19,043,824
比率 (%)		71.9	8.8	2.2	17.1	100.0
前年合計		13,984,969	1,735,631	392,879	4,346,215	20,459,655

なお、事業費については、指導監督基準において、公益法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模を「可能な限り総支出額の2分の1以上」にするよう規定している。この要件を満たす法人は、11,235法人（社団が5,633法人、財団が5,602法人）で全法人の43.5%となっている（表2-2-23）。また、管理費については、指導監督基準において、管理費の割合を「可能な限り総支出額の2分の1以下」とするよう規定されているが、これを満たす法人は、23,211法人（社団が11,564法人、財団が11,647法人）で全法人の89.9%となっている（表2-2-24）。この割合を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-23 公益法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人数	公益法人本来の事業費の総支出に占める割合別法人数								50%以上法人数	合計
		0%未満	0%	0%超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,805	3	86	496	1,282	1,478	444	0	16	1,938
	財団	3,204	23	87	604	955	1,014	490	0	31	1,535
都道府県所管	社団	9,160	9	370	2,253	2,747	2,057	1,678	1	45	3,781
	財団	9,827	54	689	2,795	2,198	2,102	1,865	20	104	4,091
合計		25,825	89	1,221	6,132	7,148	6,580	4,438	21	196	11,235
比率(%)			0.3	4.7	23.7	27.7	25.5	17.2	0.1	0.8	43.5

表2-2-24 管理費割合別法人数

所管官庁		法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下 法人数計
			0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,805	4	25	2,060	1,464	183	59	0	10	3,553
	財団	3,204	27	46	2,424	603	76	21	3	4	3,100
都道府 県所管	社団	9,160	13	254	4,954	2,908	872	134	4	21	8,129
	財団	9,827	68	502	6,399	1,619	762	404	18	55	8,588
合計		25,825	112	825	15,736	6,538	1,884	615	25	90	23,211
		比率(%)	0.4	3.2	60.9	25.3	7.3	2.4	0.1	0.3	89.9

**(指導監督基準上の収益事業)**

公益法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であるが、本来の公益活動の実施に充てるために収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことを求めている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）に定められた課税対象となる33業種を指すものであり、その目的は問わないものである。

ここでいう収益事業とは、法人税法上のものではなく、指導監督基準上のものであり、収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが、表2-2-25である。これによると、収益事業収入の合計は9,254億円であり、平均は3,584万円、メジアンは0である。集計を始めた「平成8年度公益法人概況調査」と比べると1兆1,471億円の減少となっており、ここ7年間減少傾向が続いている。規模別に見ると、収益事業を実施していない法人が20,849法人（80.7%）とほとんどを占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の規模を見ると、1千万円未満が最も多い。法人区分による比較では、収益事業収入の規模が大きいほど、社団より財団の法人数の方が多い。また、特に国所管の財団の平均が高いのが目立ち、極めて収益事業収入が多い少数の法人があるために平均が引き上げられている結果となっている。収益事業収入が多い法人を順に並べると、（財）電気通信共済会〔総務省所管〕（569億円）、（財）郵政弘済会〔総務省所管〕（251億円）、（財）大阪市職員互助組合〔大阪府知事所管〕（191億円）となっている。

次に収益事業に支出した費用を見ると、合計で7,860億円であり、単純に言えば、収入との差額である1,394億円の利益が出たということになる。

規模別では、収益事業費を支出していない法人が21,412法人（82.9%）と収益事業を実施していない法人数より若干多くなっている。この差が生じた理由としては、額が少ない等の理由によって区分経理がされていないか、収入・支出ではなく、利益をもって収益事業収入とらえているような場合が考えられる。収益事業費が多い法人を順に並べると、（財）電気通信共済会（503億円）、（財）郵政弘済会（221億円）、（財）聖路加国際病院〔東京都知事所管〕（201億円）となっている。

表2-2-25 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

(収益事業収入額規模別法人数)

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,805	2,918	431	221	99	115	21	58,003	15
	財団	3,204	2,575	131	182	76	159	81	245,699	77
都道府県所管	社団	9,160	7,761	620	380	139	208	52	145,005	16
	財団	9,827	7,737	709	523	262	404	192	485,592	49
合計		25,825	20,849	1,883	1,301	569	880	343	925,446	36
	比率(%)		80.7	7.3	5.0	2.2	3.4	1.3		
前年合計		26,043	21,006	1,839	1,327	595	899	377	1,084,922	42

(収益事業費規模別法人数)

所管官庁	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,805	3,011	387	222	88	79	18	47,271	12
	財団	3,204	2,609	147	167	84	133	64	208,037	65
都道府県所管	社団	9,160	7,985	502	335	120	177	41	118,988	13
	財団	9,827	7,949	617	490	224	389	158	419,602	43
合計		25,825	21,412	1,645	1,205	514	771	278	785,984	30
	比率(%)		82.9	6.4	4.7	2.0	3.0	1.1		
前年合計		26,043	21,569	1,612	1,228	513	809	312	917,970	35

指導監督基準では、収益事業の支出規模を「可能な限り総支出額の2分の1以下」とするよう規定しているが、収益事業費が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難である。これに適合していない法人は表2-2-26によると、589法人存在している。指導監督基準の適合措置期限は既に経過していることから、適合していない法人については、早急な対応が採られるよう所管官庁において適切な指導監督を行っていくことが必要である。

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	指導監督基準上の収益事業費の総支出に占める割合								50%以下 法人数 合計	
		0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,805	0	3,011	662	101	26	4	0	1	3,774
	財団	3,204	6	2,609	436	104	37	11	0	1	3,155
都道府県所管	社団	9,160	1	7,985	738	242	132	55	0	7	8,966
	財団	9,827	10	7,949	1,256	294	191	117	1	9	9,509
合計		25,825	17	21,412	3,069	738	384	186	1	18	25,236
	比率(%)		0.1	82.9	11.9	2.9	1.5	0.7	0.0	0.1	97.7
前年合計		26,043	20	21,569	3,040	784	384	218	0	28	25,413

(法人税法上の収益事業)

公益法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。その届出を行っている法人の状況を示したものが、表2-2-27である。これによると、9,112法人(35.3%)が法人税法上の収益事業を行っていることが分かる。



表2-2-27 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業届出なし法人数	収益事業届出額規模別法人数						収益事業届出合計金額(百万円)	収益事業届出平均金額(百万円)	
			0	100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	1,871	14	61	532	847	389	91	705,878	365
	財団	3,204	1,613	7	22	136	479	629	318	2,029,091	1,275
都道府県所管	社団	9,160	6,863	18	123	536	974	574	72	428,382	186
	財団	9,827	6,484	14	117	606	1,168	1,110	328	1,562,583	467
合計		25,825	16,713	53	321	1,802	3,459	2,678	799	4,671,792	513
比率(%)			64.7	0.2	1.2	7.0	13.4	10.4	3.1		
前年合計		26,043	17,007	44	340	1,755	3,397	2,681	819	4,612,880	511

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

法人税法施行令に定められた33業種のいずれの事業を実施しているかについて、当該法人の主要な2業種を調査した結果を示したものが、表2-2-28である。これによると、最も多いものは、物品販売業(2,472法人)となっており、以下、請負業(2,426法人)、不動産貸付業(1,226法人)となっている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社団	財団	合計
物品販売業	1,113	1,359	2,472
不動産販売業	8	16	24
金銭貸付業	6	60	66
物品貸付業	31	95	126
不動産貸付業	482	744	1,226
製造業	25	44	69
通信業	15	35	50
運送業	9	12	21
倉庫業	0	4	4
請負業	1,228	1,198	2,426
印刷業	20	27	47
出版業	556	540	1,096
写真業	12	25	37
席貸業	109	292	401
旅館業	49	477	526
飲食店業	64	368	432
周旋業	75	45	120
代理業	796	85	881
仲立業	37	19	56
問屋業	5	4	9
鉱業	1	0	1
土石採取業	6	3	9
浴場業	6	63	69
理容業	1	2	3
美容業	1	1	2
興行業	86	323	409
遊技所業	43	79	122
遊覧所業	8	39	47
医療保健業	490	348	838
技芸教授業	101	210	311
駐車場業	107	362	469
信用保証業	8	9	17
無体財産提供業	60	59	119
合計	5,558	6,947	12,505

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権を指し、貸借対照表においては、積極財産として資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別の法人数を示したものが、表2-2-29である。これによると、資産額の合計は119兆2,060億円、平均は46億1,592万円、メジアンは1億540万円である。ただし、この中には、債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、結果として平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、債務保証を主な事業として行っており、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの。）の一種であり、ある意味では実態を伴わない負債・資産と考えられる。

資産額が多い法人には、こうした債務保証を主たる事業としているものが多く、資産額が多い法人を順に並べると、(財)公庫住宅融資保証協会〔財務省・国土交通省共管〕(61兆7,696億円)、(社)日本労働者信用基金協会〔金融庁・厚生労働省共管〕(5兆9,578億円)、(社)しんきん保証基金〔金融庁所管〕(3兆389億円)となっている。なお、都道府県所管では、(財)阪神・淡路大震災復興基金〔兵庫県知事所管〕(9,021億円)が最大となっている。

表2-2-29 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数							資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	448	1,080	568	1,023	236	450	18,502,286	4,863
	財団	3,204	83	230	192	925	512	1,262	80,760,882	25,206
都道府県所管	社団	9,160	2,334	2,966	1,177	1,693	402	588	5,490,827	599
	財団	9,827	544	1,696	1,388	3,435	1,025	1,739	14,582,623	1,484
合計		25,825	3,359	5,924	3,312	7,043	2,171	4,016	119,206,021	4,616
	比率(%)		13.0	22.9	12.8	27.3	8.4	15.6		
前年合計		26,043	3,421	5,927	3,323	7,147	2,160	4,065	123,998,065	4,761

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、消極財産として負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別の法人数を示したものが、表2-2-30である。これによると、負債額の合計は100兆3,936億円、平均は38億8,746万円、メジアンは728万円である。平均とメジアンとの差が大きいのは、上記資産額の場合と同様の理由による。負債額が多い法人を順に並べると、資産額の場合と同一の法人が並び、(財)公庫住宅融資保証協会(61兆4,601億円)、(社)日本労働者信用基金協会(5兆9,043億円)、(社)しんきん保証基金(2兆9,958億円)となっている。なお、都道府県所管では、(財)阪神・淡路大震災復興基金(9,648億円)が最大となっている。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が13,879法人(53.7%)、1千万円以上5千万円未満の法人が5,109法人(19.8%)と約7割の法人で5千万円未満となっている。

表 2-2-30 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	1,659	1,032	330	477	105	202	15,292,148	4,019
	財団	3,204	1,273	565	270	557	173	366	72,864,179	22,742
都道府県所管	社団	9,160	5,757	1,847	546	616	146	248	3,769,877	412
	財団	9,827	5,286	1,698	695	1,090	316	742	8,535,019	869
合 計		25,825	13,879	5,109	1,828	2,722	734	1,553	100,393,622	3,887
	比率(%)		53.7	19.8	7.1	10.5	2.8	6.0		
前年合計		26,043	13,882	5,148	1,831	2,831	711	1,640	105,920,854	4,067

(正味財産額)

正味財産とは、資産から負債を引いた純財産のことであり、民法上登記すべき「資産の総額」とはこの正味財産の額のことである。

正味財産額の規模別の法人数を示したものが、表 2-2-31 である。これによると、正味財産額の合計は 18 兆 8,124 億円、平均は 7 億 2,846 万円、メジアンは 7,000 万円である。平均とメジアンとの差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さくなっている。

規模別に見ると、5 千万円未満の法人が 11,325 法人 (43.9%) と約 4 割を占める一方で、10 億円以上の法人も 2,901 法人 (11.2%) あり、100 億円以上の正味財産を有する法人も 271 法人ある。その一方で 1 千万円未満の法人の中にはマイナス、つまり債務超過状態にある法人も 460 法人存在している。

正味財産額が多い法人を順に並べると、(社) 新金融安定化基金〔金融庁・財務省共管〕(8,132 億円)、(財) 高年齢者雇用開発協会〔厚生労働省所管〕(5,220 億円)、(財) 公庫住宅融資保証協会〔財務省・国土交通省共管〕(3,095 億円)、となっている。なお、都道府県所管では、(社) 共同通信社〔東京都知事所管〕(675 億円) が最大となっている。

表 2-2-31 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産合計金額 (百万円)	正味財産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	749	1,167	523	897	175	294	3,210,138	844
	財団	3,204	168	263	210	995	491	1,077	7,896,703	2,465
都道府県所管	社団	9,160	3,097	2,959	947	1,472	330	355	1,720,904	188
	財団	9,827	935	2,096	1,400	3,235	968	1,193	6,047,602	615
合 計		25,825	4,871	6,454	3,069	6,572	1,958	2,901	18,812,350	728
	比率(%)		18.9	25.0	11.9	25.4	7.6	11.2		
前年合計		26,043	4,997	6,485	3,132	6,584	1,961	2,884	18,076,550	694

(正味財産増減額)

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。公益法人の純財産である正味財産の前年度に比した増減額(正味財産増減額)を示したものが、表 2-2-32 である。これによると、正味財産増減額の合計は 8,504 億円の増加、平均は 3,293 万円の増加、メジアンは 23 万円の増加となっており、実質的に資産を増やしている法人は少数にすぎないものと考えられる。

正味財産の増加額が多い法人を順に並べると、(財) 高年齢者雇用開発協会〔厚生労働省所管〕(4,021

億円)、(社)全国信用保証協会連合会〔金融庁・経済産業省共管〕(435億円)、(社)共同通信社〔東京都知事所管〕(376億円)となっている。

表2-2-32 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁		法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)
			減少		一定又は増加					
			1千万円以上	1千万円未満	0又は 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上		
国所管	社団	3,805	412	1,224	657	921	454	137	135,078	36
	財団	3,204	640	706	305	589	680	284	503,515	157
都道府 県所管	社団	9,160	494	3,039	2,263	2,387	835	142	21,201	2
	財団	9,827	898	2,976	2,212	2,041	1,274	426	190,521	19
合計		25,825	2,427	7,877	5,394	5,921	3,221	985	850,375	33
比率(%)			9.4	30.5	20.9	22.9	12.5	3.8		
前年合計		26,043	2,369	7,697	5,442	6,073	3,442	1,020	718,897	28

(内部留保の状況)

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものであり、当該営利法人の事業拡大のために利用されるものである。したがって、営利法人においては、内部留保が多いことは、事業活動が活発に行われていることの一つの表れであると考えられる。

一方、公益法人の場合、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことができないため、指導監督基準においては、いわゆる「内部留保」を総資産額から①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している基金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び⑤負債相当額を差し引いた額と定義している。つまり、公益法人が会費収入や事業収入等の収入から、積極的に公益事業に支出を行った結果として残留した特定の使途のない資産(投資目的の運用資産等)を「内部留保」としている。公益事業を行う非営利法人としての公益法人の性格を踏まえれば、こうした内部留保を利益分配することができないにしても、過大に有することは適当ではないことから、その水準について、指導監督基準においては、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度としているところである。

この公益法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる五つの類型化された資産額を控除することにより算出されるものであることから、貸借対照表における資産・負債の構成によっては、内部留保を計算するとマイナス値になることがある。この場合、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではないことに注意する必要がある。

内部留保額の状況を示したものが、表2-2-33である。これによると、内部留保額の合計は-6,767億円、平均は-2,620万円、メジアンは784万円である。合計及び平均がマイナスとなっているのは、一部の公益法人について、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナスとなっているからである。

表2-2-33 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)	
		-1千万円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上			
国所管	社団	3,805	176	143	290	1,060	1,539	597	324,472	85
	財団	3,204	294	81	176	524	1,228	901	-267,846	-84
都道府 県所管	社団	9,160	500	337	1,265	3,411	2,886	761	-67,026	-7
	財団	9,827	1,140	457	1,575	2,713	2,758	1,184	-675,466	-69
合 計		25,825	2,099	1,005	3,239	7,674	8,382	3,426	-676,738	-26
	比率(%)		8.1	3.9	12.5	29.7	32.5	13.3		

内部留保額が多い法人を順に並べると、(社)大阪府市町村職員互助会〔大阪府知事所管〕(548億円)、(社)全国社会保険協会連合会〔厚生労働省所管〕(306億円)、(社)共同通信社〔東京都知事所管〕(258億円)、となっている。

また、運用指針においては、内部留保の水準は、「一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。」とされている。

この内部留保の水準は一つの指標として定められたものであり、実際には、事業内容・資産規模、その時々を経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、妥当と考えられる内部留保の水準は、各公益法人によっても異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないことに注意する必要があるが、内部留保の水準が高い公益法人については、事業活動が低調な状況が継続していることも考えられ、積極的に公益事業が行われるよう所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが、表2-2-34である。これによると、0%以上30%以下の水準にある法人が、12,881法人(49.9%)であり、0%未満の2,941法人(11.4%)とを合せて、全体の6割以上の法人が、30%程度以下の水準以内にあることが分かる。

表2-2-34 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数					
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上	
国所管	社団	3,805	293	2,256	979	262	15
	財団	3,204	361	1,555	836	392	60
都道府 県所管	社団	9,160	787	4,653	2,114	1,408	198
	財団	9,827	1,521	4,529	1,493	1,775	509
合 計		25,825	2,941	12,881	5,405	3,817	781
	比率(%)		11.4	49.9	20.9	14.8	3.0

### 3. その他

#### (株式保有の状況)

指導監督基準においては、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することを、原則として禁止しており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成11年9月末までに処分することとされている。また、株式の保有が認められる場合であっても、公益法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが、表2-2-35である。株式を保有していない法人が23,993法人で、全体の9割以上に当たる。株式を保有している1,832法人の中で、ポートフォリオ運用を行っているものが500法人、基本財産（財団法人のみ保有を許される。）に当たるものが875法人あるが、その他の理由で保有しているものは702法人となっている。

指導監督基準においては、現に株式保有を行っている公益法人で必要な努力を行ったにもかかわらず、処分が困難な株式等を保有しているものについて、その実態を「公益法人に関する年次報告」で明らかにした上で、原則禁止のもと、その取扱いを更に検討することとしている。これに基づき平成15年10月1日現在で処分が困難な株式等を保有している公益法人を調査した結果は、資料79(P.294)のとおりである。

なお、一企業の株式の過半数を占める株式を保有している場合及びその他の理由で保有している場合については、今後とも各公益法人において処分の努力が望まれる。

表2-2-35 株式の保有状況別法人数

所管官庁		全法人数	財団法人のみ対象			全法人（社団法人+財団法人）が対象				
			基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
国所管	社 団	3,805	-	-	37	1	157	4	3,618	95
	財 団	3,204	390	12	206	6	88	3	2,644	83
	合 計	7,009	390	-	243	3	245	3	6,262	89
都道府県所管	社 団	9,160	-	-	52	1	257	3	8,861	97
	財 団	9,827	485	5	206	2	204	2	9,036	92
	合 計	18,987	485	-	258	1	461	2	17,897	94
全 体	社 団	12,836	-	-	89	1	411	3	12,353	96
	財 団	12,989	875	7	411	3	291	2	11,640	90
	合 計	25,825	875	-	500	2	702	3	23,993	93
前年全体合計		26,043	867	-	491	2	716	3	24,195	93

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

株式を保有している1,832法人が何社の株式を保有しているかを示したものが、表2-2-36である。これによると、1社のみの株式を保有している法人が1,066法人（58.2%）であり、これに、2～5社の株式を保有している法人の553法人（30.2%）を加えると、全体の9割近くに達している。多くの営利企業について株式を保有している法人を順に並べると、(財)ひょうご中小企業活性化センター〔兵庫県知事所管〕(154社)、(財)オイスカ〔外務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省共管〕(153社)、(社)日本福音ルーテル社団〔文部科学省所管〕(111社)となっている。

表2-2-36 株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	株式保有会社数別法人数					
			1社	2～5社	6～9社	10～19社	20～49社	50社以上
国所管	社団	187	127	48	3	4	4	1
	財団	560	292	179	39	27	15	8
都道府県所管	社団	299	220	62	7	6	4	0
	財団	791	431	264	43	31	16	6
合計		1,832	1,066	553	91	68	39	15
		比率(%)	58.2	30.2	5.0	3.7	2.1	0.8
前年合計		1,848	1,101	534	88	75	37	13

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

当該営利企業（合名会社を除く。）が発行する株式の20～50%を保有している（このような企業は、一般的に関連会社と呼ばれる。）253法人が何社について20～50%の株式を保有しているかを示したものが、表2-2-37である。1社だけの株式を保有している法人が187法人（73.9%）、2社の株式を保有している法人が40法人（15.8%）、3～5社の株式を保有している法人が13法人（5.1%）となっている。多くの営利企業について20～50%の株式を保有している法人を順に並べると、(財)ひょうご中小企業活性化センター〔兵庫県知事所管〕（124社）、(財)熊本県起業化支援センター〔熊本県知事所管〕（35社）、(財)北海道中小企業総合支援センター〔北海道知事所管〕（29社）となっている。

表2-2-37 20～50%株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	20～50%株式保有会社数別法人数					
			1社	2社	3～5社	6～9社	10～19社	20社以上
国所管	社団	27	20	3	4	0	0	0
	財団	87	65	12	4	2	0	4
都道府県所管	社団	23	15	5	2	1	0	0
	財団	116	87	20	3	2	1	3
合計		253	187	40	13	5	1	7
		比率(%)	73.9	15.8	5.1	2.0	0.4	2.8
前年合計		246	189	34	12	4	1	6

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

当該営利企業（合名会社を除く。）が発行する株式の過半数を占める株式を保有している（このような企業は、一般的に子会社と呼ばれる。）86法人が何社について過半数の株式を保有しているかを示したものが、表2-2-38である。1社だけの株式を保有している法人が78法人（90.7%）、2社の株式を保有している法人が4法人（4.7%）、3～5社の株式を保有している法人が3法人（3.5%）となっている。多くの営利企業について過半数の株式を保有している法人を順に並べると、(財)鉄道弘済会〔厚生労働省・国土交通省共管〕（6社）、(社)共同通信社〔東京都知事所管〕、(財)日本海事協会〔国土交通省〕（各々4社）となっている。

表2-2-38 過半数株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	過半数株式保有会社数別法人数					
			1社	2社	3～5社	6～9社	10～19社	20社以上
国所管	社団	8	6	1	1	0	0	0
	財団	19	16	1	1	1	0	0
都道府県所管	社団	22	20	1	1	0	0	0
	財団	37	36	1	0	0	0	0
合計		86	78	4	3	1	0	0
		比率(%)	90.7	4.7	3.5	1.2	0.0	0.0
前年合計		91	83	3	4	1	0	0

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

(情報公開の状況)

公益法人の情報公開については、民法に規定がないこともあり、従来、あまり行われていなかった。指導監督基準においては、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する公益法人が自主的に情報を開示する必要があるとの観点から、「①定款又は寄附行為、②役員名簿、③（社団法人の場合）社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。」という規定が盛り込まれ、平成10年1月以降に始まる事業年度（平成10事業年度）から実施されている。

情報公開の状況を示したものが、表2-2-39である。これによると、公開を求められる各項目の公開率の平均は、88.0%（前年比0.4ポイント増）となっている。社団と財団とを比較すると、社団の方が財団よりも公開率が高い。これは、多くの社団が会員に対して機関紙等によって決算の状況を報告していることとも関係するものと考えられる。

表2-2-39 情報公開の状況

(%)

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成14年度書類							平成15年度書類		平均
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.6	99.6	98.4	98.3	95.2	97.9	97.9	96.2	98.2	98.1	97.9
	財団	99.2	99.1	97.5	97.3	96.2	97.1	96.9	—	97.1	96.9	97.5
	合計	99.4	99.3	98.0	97.9	95.7	97.5	97.4	96.2	97.7	97.5	97.7
都道府県所管	社団	90.2	90.9	86.8	86.3	71.6	78.8	83.1	80.9	87.2	86.5	84.2
	財団	89.5	88.7	86.8	86.5	75.0	80.8	84.9	—	86.3	86.4	85.0
	合計	89.8	89.8	86.8	86.4	73.4	79.8	84.0	80.9	86.7	86.4	84.4
全体	社団	92.9	93.4	90.1	89.7	78.4	84.3	87.4	85.3	90.3	89.8	88.2
	財団	91.8	91.2	89.4	89.2	80.2	84.8	87.8	—	88.9	89.0	88.0
	合計	92.4	92.3	89.8	89.5	79.3	84.5	87.6	85.3	89.6	89.4	88.0
前年合計		91.7	91.3	89.7	89.3	78.4	84.0	87.4	84.8	89.6	89.4	87.6

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均

2 「平成14年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成14年度法人数で、「平成15年度書類（事業計画書、収支予算書）」は、平成15年度法人数を用いて割合を計算

3 「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数（実数）



また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成13年8月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（第1章第5節（P.16）参照）を申し合わせた。本申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り平成13年内を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである。

平成15年10月1日時点の国所管公益法人におけるホームページ開設状況を示したものが、表2-2-40である。これによると、国所管公益法人のホームページ開設率は71.4%（前年比10.2ポイント増）であり、都道府県所管法人のホームページ開設率は35.5%（前年比9.2ポイント増）となっている。

また、ホームページを開設している法人における項目別の掲載状況についてみると、国所管法人でホームページを開設している法人のうち、業務・財務に関する資料を掲載している法人がかなりあることが分かる〔資料82（P.356）〕。

表2-2-40 ホームページの開設状況所管官庁別法人数

所管官庁		法人数	開設法人合計	
				割合 (%)
国所管	社団	3,805	2,800	73.6
	財団	3,204	2,206	68.9
	合計	7,009	5,006	71.4
都道府県所管	社団	9,160	3,677	40.1
	財団	9,827	3,058	31.1
	合計	18,987	6,735	35.5
全体	社団	12,836	6,412	50.0
	財団	12,989	5,238	40.3
	合計	25,825	11,650	45.1
前年全体	合計	26,043	9,290	35.7

（注）「合計」は共管重複分を除く実数

#### （所管官庁への書類提出状況）

所管官庁は、民法第67条第1項及び第2項により、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等を把握し、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るために、府省令、知事規則等により、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の提出を義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが、表2-2-41である。これらの書類は、指導監督基準において、各所管官庁が情報公開を行う対象ともなっているため、確実に提出させるよう適切な指導を行うことが必要である。

表2-2-41 所管官庁への書類提出状況

(%)

所管官庁	平成14年度書類						平成15年度書類		平均	
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	98.9	99.0	97.8	98.7	98.8	95.7	98.9	98.9	98.3
	財団	98.3	98.4	98.0	98.1	98.2	—	98.4	98.3	98.2
	合計	98.6	98.7	97.9	98.4	98.5	95.7	98.7	98.6	98.1
都道府県所管	社団	96.7	97.1	83.9	86.6	92.9	83.4	96.1	96.4	91.6
	財団	96.5	97.2	89.4	89.5	94.7	—	94.9	96.0	94.0
	合計	96.6	97.1	86.8	88.1	93.8	83.4	95.5	96.2	92.2
全体	社団	97.4	97.7	88.4	90.3	94.7	87.1	96.9	97.1	93.7
	財団	97.0	97.5	91.8	91.7	95.6	—	95.8	96.6	95.1
	合計	97.2	97.6	90.1	91.0	95.2	87.1	96.4	96.9	93.9
前年合計	97.0	97.4	89.1	90.2	94.7	86.3	96.3	96.7	93.5	

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均

2 「平成14年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成14年度法人数で、「平成15年度書類(事業計画書、収支予算書)」は平成15年度法人数を用いて割合を計算

3 「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数(延べ数)

### (立入検査の実施状況)

所管官庁は、民法第67条第3項により、職権をもって調査(立入検査)を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、公益法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

過去3年間における立入検査の実施状況を示したものが、表2-2-42である。立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、平成13年2月には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」〔資料19(P.172)〕が申し合わされ、少なくとも3年に1回は立入検査を実施すること等が定められたところである。

当該申合せに基づく平成15年度の国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが、表2-2-43である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ3,182法人で、延べ所管法人数全体(7,485法人)の42.5%となっている。このうち改善すべき点があった法人数は、954法人(立入検査を実施した法人の30.0%)となっており、各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

また、平成13年度から15年度の間各府省が立入検査を行った法人は延べ7,399法人で、延べ所管法人数全体(7,485法人)の98.9%となっている。

### 【主な指摘事項】

- 登記記載事項の変更手続きが行われていない。
- 事務処理等に関する規程が整備されていない。
- 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない。
- 計算書類において必要な注記が設けられていない。
- 内部留保の水準が高い。

各府省においては、本申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表2-2-42 立入検査の実施状況

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	12年度	13年度	14年度	12～14年度
国所管	35.4	44.7	40.8	88.2
都道府県所管	20.3	25.2	27.1	54.0
全体	24.6	30.7	31.0	63.6

- (注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。  
 2 「12年度」は平成12年度法人数で、「13年度」は平成13年度法人数で、「14年度」及び「12～14年度（3年間に1度以上実施）」は「平成14年度法人数」を用いて割合を計算  
 3 「平成12年度法人数」とは、平成12年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）  
 「平成13年度法人数」とは、平成13年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）  
 「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）

表2-2-43 平成15年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

府省名	所管公益法人数	平成15年度立入検査実施法人数	平成15年度に改善すべき点のあった法人数	平成13年度～15年度立入検査実施法人数	平成13年度～15年度立入検査実施率 (%) (平成13～15年度実施法人数/所管法人数×100)
内閣府	91	32	10	89	97.8
警察庁	51	50	2	51	100.0
防衛庁	22	9	3	22	100.0
金融庁	145	61	55	145	100.0
総務省	324	133	52	321	99.1
法務省	137	66	4	136	99.3
外務省	231	76	7	214	92.6
財務省	709	416	90	707	99.7
文部科学省	1,939	598	46	1,895	97.7
厚生労働省	1,234	426	222	1,226	99.4
農林水産省	465	321	64	464	99.8
経済産業省	860	331	120	855	99.4
国土交通省	1,185	635	263	1,182	99.7
環境省	92	28	16	92	100.0
合計	7,485	3,182	954	7,399	98.9

- ※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。  
 ※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。  
 ※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。  
 ※ 平成13年度～15年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

府省名	平成15年度に改善すべき点のあった法人数				
	法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	その他	
内閣府	10	6	2	8	0
警察庁	2	1	1	2	0
防衛庁	3	1	1	1	0
金融庁	55	51	16	43	0
総務省	52	17	19	39	0
法務省	4	2	0	4	0
外務省	7	4	2	2	0
財務省	90	37	32	63	0
文部科学省	46	35	17	29	0
厚生労働省	222	173	66	156	0
農林水産省	64	38	20	41	0
経済産業省	120	72	42	91	0
国土交通省	263	225	41	78	0
環境省	16	11	6	12	0
合計	954	673	265	569	0

- ※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。  
 ※ 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成15年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。  
 ※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

## 財団法人 <sup>つまご</sup>妻籠を愛する会 —地域・住民が中心となった町並み保存の先駆的法人—

長野県木曾川沿いの山中に、時代を遡ったような町並み「妻籠宿」がある。今や全国で行われている町並み保存であるが、ここ妻籠宿は地域や住民のたゆまない努力による町並み保存の先駆的な存在であり、現在その保存活動の中心となっているのが「財団法人妻籠を愛する会」である。

### 設立の経緯と目的

昭和30年代当時、長野県木曾郡南木曾町妻籠地区は過疎化による地区の衰退や、高度経済成長による町の貴重な文化遺産の存亡の危機にあった。これらに歯止めをかけるべく、地元PTAによる妻籠宿場資料の収集活動を契機として、昭和40年に「妻籠資料保存会」が発足し、宿場資料の展示などの活動を行ってきた。一方、行政サイドでも、地元南木曾町が主体となり、妻籠宿保存地区保存条例を制定（昭和48年）するなど、保存事業を進めてきた。「妻籠資料保存会」は、昭和43年、発展改組し、住民団体として妻籠の全住民で組織された「妻籠を愛する会」が設立された。また、昭和46年には住民の総意による「妻籠宿を守る住民憲章」が制定され、「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則の下、保存をすべてに優先させることとした。これは、町並み保存という地域振興策が一過性の観光ブームに終わるのではなく、50年、100年といった長いスパンの中で保存優先の理念を立てたものであった。その後、国の「重要伝統的建造物群保存地区」制度が発足するなど制度的な整備も整ったことや、住民個々の財力だけに頼るのではなく、地域全体の支援や全国の支援による恒久的な保存体制が必要であるとの判断から、公益法人形態による運営を行うこととし、町当局とも相談して、昭和58年に町や住民の寄付により「財団法人妻籠宿保存財団」が設立され（所管官庁は長野県教育委員会）、平成2年に「財団法人妻籠を愛する会」と名称変更を経て現在に至っている。ちなみに、妻籠宿における町並み保存活動は、昭和50年の文化財保護法の改正による「重要伝統的建造物群保存地区」制度発足のきっかけにもなったものであり、妻籠宿は、昭和51年に重要伝統的建造物群保存地区の第1号の選定を受けている。

### 町並み保存と法人の活動

妻籠宿の町並み保存活動は、住民、行政、識者の三者が一体となったものであるが、そこに居住する住民の賛同が必要不可欠である。都会居住者は懐古指向が強い反面、地方居住者は「新しいもの」を取り入れたいという意識が強く、「古いもの」を保存するのは、住民の理解と結束に並々ならぬ努力を要した。保存の形態も、博物館的な「凍結保存」ではなく、住民がそこに暮らしながら保存するという「動態保存」の形態を採っており、そこに居住する住民自ら保存事業の推進を図っていくというものである。ちなみに、保存地区の住民は、建物の小規模な修繕等は自らで行うが、これは技術等の伝承という意味合いも持っている。

現在、町並み保存のために、県、町、法人それぞれの協力の下、空き屋や付近の山林の買取りや借上げ等を積極的に行っており、町並みを一体的に保存する活動を行っている。



妻籠の町並み

ユニークな事柄としては、妻籠宿では、過去に長らくの間「喫茶店論争」があった。これは、喫茶店の遊戯施設等が街の景観を壊すのではないかという危惧から喫茶店の設置を認めるかどうかという論争であった。約10年間にわたる論争の結果、喫茶店形態の営業は認めないが、一般の飲食施設（食堂等）において、コーヒー等を供するのは可能という結論に落ち着いた。また、妻籠宿では、例えば宿泊施設等では客室にテレビも置かず消灯時間を設けるといったことや、景観維持の観点から電柱を一本も設置しないなど、徹底した保存活動が行われている。反面、住民の快適な生活環境の維持のために、町並みを壊さない配慮の下、下水道の完備がなされたりもしている。また、町並み保存地区はほとんどが木造建築のため、住民の防火意識が高い。定期的な防火訓練を実施するとともに、防火設備の充実にも努めている。例えば、消火栓を2、3軒に1か所設置したり、高齢者等も難なく使用できるように防火設備の改善に努めたりと工夫を凝らしている。

町並み保存事業は、現在一段落し、ソフト面での活動に積極的に努めている。例えば、建物の修繕、文化財防火訓練、休耕田の景観整備、草花の手入れの実施を行ったり、普及事業として、広報誌の発行、講座の開催、メディア対応、また、交流事業として、全国町並み保存連盟への参加、諸外国の地域づくり担当者との交流など、幅広い活動を行っている。今後も、ソフト面での事業を推進していくこととし、例えば、町並み保存地区における草花の植栽などにより「花の香りある町づくり」や、国内のみならず諸外国にも呼び掛けて植林や清掃の実施等を推進していくこととしている。

以上のように、本法人は、地域や住民と一体となった町並み保存を行っているが、少ない財産基盤や人数で活動しているのが現状である。こうした中でも地道な活動により、今まで多くの実績を残してきたのは、町並み保存という公益活動が単なる一過性のものでなく、確かな目的を持った上で徹底した保存活動を、地域や住民と協力しながら計画的・継続的に実施してきた証であるといえよう。

~~~~~